

1 改正社会福祉法関連政省令の公布に伴う関連通知等について

※ アンダーラインの通知等については、本日、配布しています。

(1) **社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について**（平成 28 年 11 月 11 日／社援発 1111 第 2 号）**抜粋版**

■ 会計監査人の設置規模、役員及び評議員の特殊関係者の範囲等を定める関連政省令の公布内用を示したもの。

【P 1～P12】

(2) **「社会福祉法人の認可について」の一部改正について**（社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例）（平成 28 年 11 月 11 日／雇児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号）

■ 政省令の公布等に伴い、「社会福祉法人審査基準」の改正内容を示したもの。また、6 月 20 日付の事務連絡の定款例（案）から変更となった「社会福祉法人定款例」が示されている（厚生労働省のホームページからは、定款例の MS-Word ファイル、6 月 20 日付の事務連絡の**定款例（案）からの変更見消版**をダウンロードすることができる）。

【P13～P30】

(3) **「社会福祉法人の認可について」の一部改正について**（社会福祉法人審査要領）（平成 28 年 11 月 11 日／雇児総発 1111 第 1 号・社援基発 1111 第 1 号・障企発 1111 第 1 号・老高発 1111 第 1 号）

■ 政省令の公布等に伴い、「社会福祉法人審査要領」の改正内容を示したもの。

(4) **「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」の一部改正について**（平成 28 年 11 月 11 日／雇児発 1111 第 2 号・社援発 1111 第 3 号・老発 1111 第 5 号）

■ 政省令の公布等に伴い、「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準」の改正内容を示したもの。

(5) **「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について**（平成 28 年 11 月 11 日／雇児発 1111 第 3 号・社援発 1111 第 5 号・老発 1111 第 6 号）

■ 政省令の公布等に伴い、会計処理の運用上の取扱い（局長通知）の改正内容を示したもの。改正内容は、平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する会計年度より適用。ただし、「財産目録」については、平成 28 年度決算から適用。

(6) **「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について**（平成 28 年 11 月 11 日／雇児総発 1111 第 2 号・社援基発 1111 第 2 号・障障発 1111 第 1 号・老総発 1111 第 1 号）

■ 政省令の公布等に伴い、会計処理の運用上の取扱い（課長通知）の改正内容を示したもの。改正内容は、平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する会計年度より適用。ただし、「決算」に係る規定については、平成 28 年度決算から適用。

(7) 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成 28 年 11 月 11 日／社会・援護局福祉基盤課 事務連絡）

- 政省令の公布等に伴い、6 月 20 日付の事務連絡の組織経営の見直しに関する内容を改訂したものの。

【P31～P70】

(8) 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について

（平成 28 年 11 月 11 日／社会・援護局福祉基盤課 事務連絡）

- 政省令の公布等に伴い、6 月 20 日付のFAQ及び 8 月 22 日付のFAQの内容を再整理したものの。

【P71～P98】

(9) 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて（平成 28 年 11 月 11 日／社会・援護局福祉基盤課 事務連絡）

- 定款変更に関するQ&A、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるにあたっての留意点等を示したものの。

【P99～P111】

(10) 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について（平成 28 年 11 月 11 日／社会・援護局福祉基盤課 事務連絡）

- 現時点での社会福祉充実残額の算定方法及び社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準の考え方を示したものの。社会福祉充実残額の算定にあたっての各種係数については、今後示される予定。

2 その他の資料

(1) 社会福祉法制度改正に向けたスケジュールについて

【P112】

(2) 社会福祉法人定款作成例について

【P113～P127】

(3) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの試行運用について

【P128～P133】

(4) 社会福祉法人における地域貢献について

【別紙】

社 援 発 1111 第 2 号
平成 28 年 11 月 11 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の
整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（通知）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号。以下「改正政令」という。）及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 168 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところ、今回の改正の趣旨及び主な内容等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等へ周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第一 改正政令関係

一 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）の一部改正について（改正政令第 1 条関係）

- 1 会計監査人を置かなければならない社会福祉法人の事業の規模の基準
事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人（以下「特定社会福祉法人」という。）については、会計監査人を置かなければならないものとしている（改正法第 2 条による改正後の社会福祉法（以下「新法」という。）第 37 条）。

当該基準については、最終会計年度における収益（法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益。以下同じ。）が 30 億円を超える法人又は負債（法人単位貸借対照表における負債。以下同じ。）が 60 億円を超える法人とする（改正政令第 1 条による改正後の社会福祉法施行令（以下「新令」という。）第 13 条の 3）。

また、この特定社会福祉法人の基準については、

- (1) 平成 29 年度、平成 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人
- (2) 平成 31 年度、平成 32 年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人
- (3) 平成 33 年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人

と段階的に対象範囲を拡大していくことを予定している。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することになっている。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定を準用する場合における必要な技術的読替え

新法では、社会福祉法人の機関について、一部、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の規定を準用することとしているが、準用に伴い必要な技術的読替えを規定することとする（新令第 13 条の 4 から第 13 条の 19 まで）。

二 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）の一部改正について（改正政令第 2 条関係）

1 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更

改正法第 2 条による改正前の社会福祉法（以下「旧法」という。）において、社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に計算書類を作成し、毎会計年度終了後三月以内に所轄庁に届け出なければならないものとされていたが（旧法第 44 条第 5 項及び第 59 条）、新法においては、毎会計年度終了後「三月」以内に計算書類等を作成し、かつ、所轄庁に届け出なければならないものとされている（新法第 45 条の 27 第 2 項、第 45 条の 34 第 1 項及び第 59 条）。

社会福祉法人等の資産の総額の変更の登記については、組合等登記令上、毎事業年度末日から「二月」以内とされていたが、新法の手続に併せ、これを「三月」以内とする（改正政令第 2 条による改正後の組合等登記令（以下「新組登令」という。）第 3 条第 3 項）。

2 社会福祉法人の登記事項の一部削除について

旧法では、すべての理事が社会福祉法人の業務の代表権を持つとともに、当該代表権は定款をもって制限することができるものとされ（旧法第38条）、定款で代表権を有しない理事を定めることを許容しており、定款にこのような定めを置いた場合には、理事の代表権の範囲又は制限について登記することとされていた（改正政令第2条による改正前の組合等登記令（以下「旧組登令」という。）第2条第2項第6号及び別表）。

新法では、理事長が、社会福祉法人の業務に関する代表権を有する機関と位置付けられ、定款をもって理事の代表権を制限できる旨の規定は削除されたほか、同条第2項において、理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できないこととなる（新法第45条の17第1項）。

これにより、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを登記事項として公示する必要がなくなることから、組合等登記令の別表に規定する社会福祉法人の登記事項から、これを削除することとする（新組登令別表）。

三 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）の改正について（改正政令第3条関係）

社会福祉法人の役員の欠格事由に関する規定が、新法第44条第1項（新法第40条第1項を準用）に改正されたほか、新法第46条の6第6項（法第40条第1項を準用）に清算人の欠格事由に関する規定が追加されたことに伴い、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令について、所要の規定の整備を行う。

四 経過措置について（改正政令第4条並びに附則第2項及び第3項関係）

1 評議員定数の特例の対象とする社会福祉法人の基準

新法では、社会福祉法人の評議員は7人以上選任することが必要であるが（新法第40条第3項及び第44条第3項）、改正法附則第10条において、その事業の規模が政令で定める基準を超えない社会福祉法人については、改正法の施行日から3年を経過する日までの間、評議員の定数を4人以上とする経過措置が定められている。

この評議員定数の特例の対象とする社会福祉法人の基準については、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全社会福祉法人の収益の平均額である4億円とすることとする（改正政令第4条第1項）。

なお、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に設立された社会福祉法人については、全て評議員の員数の経過措置の対象とし、平

成 27 年度会計年度のサービス活動収益は 0 とみなすこととする（改正政令第 4 条第 2 項）。

2 組合等登記令改正に伴う経過措置

新組登令第 3 条第 3 項による社会福祉法人等の資産の総額の変更の登記は、計算書類等の作成及び所轄庁への届出の期限を毎会計年度終了後「三月」以内とする新法の規定が、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度に係る計算書類等について適用されることに併せ、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度末日現在に行う資産の総額の変更の登記から適用することとする（改正政令附則第 2 項）。

また、旧組登令別表に規定する理事の代表権の範囲又は制限に関する登記については、改正法附則第 15 条において、この法律の施行の際現在に在任する社会福祉法人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例によることとされている。このため、新法の施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、特段、登記は不要である（改正政令附則第 3 項）。

第二 改正省令について

一 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生労働省令第 28 号）の一部改正について（改正省令第 1 条関係）

1 評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限

(1) 評議員の特殊関係者

評議員は、評議員会を通じて役員を監督する役割を担うことから、役員や他の評議員から独立した地位を確保する必要がある。評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三等親以内の親族のほか、以下の特殊関係者が含まれてはならないものとする（新法第 40 条第 4 項及び第 5 項、改正省令第 1 条による改正後の社会福祉法施行規則（以下「新規則」という。）第 2 条の 7 及び第 2 条の 8）。

ア 各評議員と特殊の関係がある者

- (ア) 評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (イ) 当該評議員の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- (ウ) 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (エ) (イ) 及び (ウ) に掲げる者の配偶者
- (オ) (ア) から (ウ) までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (カ) 当該評議員が役員・業務を執行する社員（主に団体の社員を指す。）

である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該評議員」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の1/3を超える場合に限る。）

(キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の1/2を超える場合に限る。）

(ク) 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の1/3を超える場合に限る。）

i 国の機関

ii 地方公共団体

iii 独立行政法人

iv 国立大学法人又は大学共同利用機関法人

v 地方独立行政法人

vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

イ 各役員と特殊の関係がある者

(ア) 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(イ) 当該役員の使用人

(ウ) 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(エ) (イ)及び(ウ)に掲げる者の配偶者

(オ) (ア)から(ウ)に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(カ) 当該役員が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の1/3を超える場合に限る。）

(キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計

数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の1/2を超える場合に限る。)

(2) 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が理事総数の1/3を超えて含まれてはならないこととする。ただし、各理事の配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者の上限は、3人である(新法第44条第6項及び新規則第2条の10)。

ア 理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 理事の使用人(秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者)

ウ 理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ イ及びウに掲げる者の配偶者

オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

カ 理事が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指す。)である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の1/3を超える場合に限る。)

キ 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者

※ 「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の1/3を超える場合に限る。

(3) 監事について

監事は、その業務の性質上、法人の業務執行から独立した地位を保証する必要があることから、各役員(の配偶者又は三親等以内の親族)以下の各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならないものとする(新法第44条第7項及び新規則第2条の11)。

ア 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 役員の使用人(秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者)

ウ 役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ イ及びウに掲げる者の配偶者

オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

カ 理事が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指す。)である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法

人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。)

キ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。)

ク 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の1/2を超える場合に限る。)

ケ (1)ア(ク)の団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。)

2 計算に関する事項について

新法では、計算書類の作成や決算の手續について、一般財団法人等の規定を参考に、「計算」の節を設け、会計の原則、会計帳簿、計算書類等に関する規定を整備している。社会福祉法人における会計処理や、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録の記載事項等については、社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)に規定しているが、その他の計算書類の作成や決算の手續については、新規則に規定することとしている(新規則第2条の26から第2条の42まで)。

(1) 計算関係書類(計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。)の監査

ア 会計監査人設置社会福祉法人以外の社会福祉法人における監査
監事は、計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況の重要な点を適正に表示しているかどうか等について監査報告を作成し、理事に通知する(新規則第2条の27及び第2条の28)。

イ 会計監査人設置社会福祉法人における監査

会計監査人による監査証明の対象となる計算関係書類及び財産目録の範囲については、以下のとおりである。

(ア) 法人単位の計算書類(法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書)(新規則第2条の30第1項第2号)

(イ) (ア)に対応する附属明細書(借入金明細書、寄附金収益明細書、補助金事業等収益明細書、基本金明細書及び国庫補助金等特別積立

金明細書に限る。)の項目(新規則第2条の30第1項第2号)

(ウ) 法人単位貸借対照表に対応する財産目録の項目(新規則第2条の22)

会計監査報告の内容については、一定の期限内に監事及び理事に通知する(新規則第2条の32)。

監事は、会計監査人の監査の方法又は結果等について監査報告を作成し、理事及び会計監査人に通知する(新規則第2条の31及び第2条の34)。

(2) 事業報告及びその附属明細書の作成及び監査

監事は、事業報告及びその附属明細書について、当該社会福祉法人の状況を正しく示しているか、理事の職務遂行に不正行為や法令又は定款への違反がないか等を監査し、理事に通知する(新規則第2条の36、第2条の37)。

(3) 財産目録の監査

計算書類等に係る新法第45条の28から第45条の31まで及び新規則第2条の26から第2条の39までの規定を準用する(新規則第2条の40)。

3 社会福祉充実計画に関する事項について

(1) 事業継続に必要な財産について

社会福祉法人は、毎会計年度、前会計年度の末日(以下「基準日」という。)に保有する純資産から、基準日において現に行っている事業を継続するために必要な以下の財産の合計額を控除し、社会福祉充実残額を算出する(新法第55条の2第1項、新規則第6条の14)。

ア 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産

イ アの財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産

ウ 当該会計年度において、アの事業の実施のため最低限必要となる運転資金

ただし、アの財産の算定に当たっては、法第55条の2第1項第1号に規定する貸借対照表の負債の部に計上した額のうちアの財産に相当する額(対応負債)を控除しなければならないものとする。(新規則第6条の14第2項)

(2) 社会福祉充実計画の策定について

(1)で社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は、既存事業の拡充又は新規事業に活用するため、①社会福祉事業又はそれに類する事業(社会福祉事業の定員に満たない公益事業をいう。)、②地域公益事業(公益事業のうち、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものをいう。)、③その他の公益事業の順に実施を検討の上(新法

第 55 条の 2 第 4 項)、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を受けなければならない。

社会福祉充実計画の策定に当たっては、社会福祉法人は、事業費及び社会福祉充実残額について、その算定過程を中心に、財務に関する専門的な知識経験を有する公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人に意見を聴くとともに、地域公益事業を行う場合には、当該事業の内容及び事業区域における需要について、関係機関との連携等も視野に、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴き、これらの意見を聴取したことを証する書類を添付して、社会福祉充実計画の承認申請を行うこととなる（新法第 55 条の 2 第 5 項及び第 6 項、新規則第 6 条の 13 及び 6 条の 17）。

(3) 社会福祉充実計画の変更

社会福祉法人は、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、当該変更がアからエまでに該当しない軽微な変更である場合を除き、所轄庁の承認を受けなければならない（新法第 55 条の 3、新規則第 6 条の 19）。

ア 社会福祉充実事業の種類の変更

イ 社会福祉充実事業の実施区域の変更（変更前後の実施区域が同一の市町村の区域内である場合を除く。）

ウ 社会福祉充実事業の実施期間の変更（変更前後の実施年度が同一である場合を除く。）

エ アからウまでの変更のほか、社会福祉充実計画の重要な変更

(4) その他

社会福祉充実計画に関する詳細については、後日通知することとしている。

4 情報の公開等について

(1) 社会福祉法人の運営の状況について、公益財団法人等と同等以上の事業運営の透明性を確保するため、閲覧対象者を利害関係者から国民に拡大することとしているが、インターネットの利用により公表する書類は、定款、役員報酬基準、計算書類、役員等名簿のほか、事業の概要その他新法第 45 条の 34 第 1 項に規定する毎会計年度終了後 3 月以内に備え置くものとされている書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする（新法第 59 条の 2 並びに新規則第 10 条第 1 項及び第 3 項）。

なお、社会福祉法人が、行政機関（厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。）及び独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された財務諸表等開示システムを利用し、所轄庁に計算書類等の

届出を行い、行政機関等がその公表を行うときは、社会福祉法人において公表を行ったものとみなすことができるものとする（新規則第9条第3号及び第10条第2項）。

(2) 社会福祉法人が、毎会計年度終了後三月以内に作成し、備え置く書類は、財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類のほか、以下の事項等を記載した書類とする（新法第45条の34第1項第4号、新規則第2条の41）。

ア 社会福祉法人に関する基本情報

イ 終了した会計年度（以下「前会計年度」という。）の翌会計年度（以下「当会計年度」という。）の初日における評議員、役員及び職員の状況並びに前会計年度及び当会計年度の会計監査人の状況

ウ 前会計年度における評議員会、理事会、監事の監査及び会計監査の状況並びに事業等の概要

エ 前会計年度末における社会福祉充実残額及びその算定の根拠並びに社会福祉充実計画の策定及び進捗の状況

5 福祉人材センターの業務の見直しに関する事項について

(1) 介護福祉士が離職した場合、社会福祉事業等に従事しなくなった場合又は介護福祉士の登録を受けた後、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合は、以下の事項を都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）に届け出るよう努めなければならないこととする（新法第95条の3第1項、新規則第29条の3）。

ア 氏名、生年月日及び住所

イ 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

ウ 介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日

エ 就業に関する状況

(2) 介護福祉士が離職した場合の届出及び離職した際に届け出た事項の変更の届出は、電子情報処理組織（都道府県センターの使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、新法第99条に規定する中央福祉人材センターを経由して行うものとする（新法第95条の3第1項及び第2項、新規則第29条の4）。

(3) (1)及び(2)の届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うように努める者について、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30

号) 第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校及び都道府県知事の指定した養成施設並びに同条第 4 号に規定する学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく高等学校及び中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものの設置者とする (新法第 95 条の 3 第 3 項、新規則第 29 条の 5)。

(4) 都道府県センターが新法第 94 条各号 (第 6 号を除く。) に掲げる業務の一部を委託することができる者について、当該業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県センターが認めるものとする (新法第 95 条の 5 第 1 項、新規則第 26 条の 9)。

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正等について

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第 125号) の施行により、平成29年度から、養成施設卒業者も介護福祉士の資格を取得するために介護福祉士試験の合格が必要となるが、平成29年度から平成33年度までに養成施設を卒業した者 (以下「特例対象者」という。) については、国家試験に合格しなくても、卒業年度の翌年度から 5 年の間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置を設けている。

この経過措置について、特例対象者であって、育児休業、介護休業その他これらに準ずる次の休業をしたものについては、5 年に休業の期間を加えた期間は、介護福祉士の資格を有する者とする (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令 (平成23年厚生労働省令第132号) による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和62年厚生省令第49号) 附則第 2 条)。

ア 育児休業に後続する休業

イ 介護休業に後続する休業

ウ 災害、疾病その他やむを得ない理由による休業

三 その他所要の規定の整備

社会福祉法人会計基準その他関係省令について、所要の規定の整備を行う。

別紙2

社会福祉法人定款例

<説明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- **必要的記載事項（直線）** → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- **相対的記載事項（点線）** → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- **任意的記載事項** → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・ 競争及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・ 計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項） ・ その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・ その他定款で定めた事項 <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項</p>

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 福祉サービス利用援助事業
 - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 - (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
 - (9) その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営む者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 - (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
- (13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

—評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

—なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第 31 条第 5 項）。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合以外には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇〇月及び) 必要

がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇〇月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第1524条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である(法第45条の16第3項)。

<例>

3. 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員<及び会計監査人>の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員<及び会計監査人>の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任するこ

とができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

~~(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。~~

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

~~(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。~~

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

~~(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。~~

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

~~(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。~~

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃

棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

~~(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。~~

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟 (平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地 (平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) の四種 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種) とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) 以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業 (公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載) の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合 (協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に

次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三十一条 この法人の事業計画書及び、~~収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類~~については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九〇〇条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 〇〇の事業
- (2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

事 務 連 絡

平成28年11月11日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」（平成28年6月20日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）について、別添のとおり、改訂しましたので、送付いたします。

なお、本事務連絡については、現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得ることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について
(経営組織の見直しについて)

社会・援護局 福祉基盤課

平成 28 年 6 月 20 日

(平成 28 年 11 月 11 日改訂)

(注) 現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

(目次)

第1章 社会福祉法人の機関設計	1
第2章 評議員及び評議員会	2
(1) 評議員の選任及び解任	2
(2) 評議員の資格等	2
(3) 評議員の任期	6
(4) 評議員に欠員が生じた場合の措置	6
(5) 評議員会の権限	6
(6) 評議員会の運営	6
第3章 役員	11
第1節 理事	11
(1) 理事の選任及び解任	11
(2) 理事の資格等	11
(3) 理事の任期	12
(4) 理事に欠員が生じた場合の措置	12
(5) 理事の権限等	12
(6) 理事の義務等	13
第2節 監事	13
(1) 監事の選任及び解任	13
(2) 監事の資格等	14
(3) 監事の任期	15
(4) 監事に欠員が生じた場合の措置	15
(5) 監事の職務及び権限等	15
第4章 理事会	17
(1) 理事会の権限等	17
(2) 理事会の運営	17
(3) 内部管理体制の整備	20
第5章 会計監査人	24
(1) 会計監査人の選任及び解任	24
(2) 会計監査人の資格	24
(3) 会計監査人の任期	25
(4) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置	25
(5) 会計監査人の職務及び権限等	25
(6) 会計監査人の設置義務について	25
(7) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用	27
第6章 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	29
(1) 評議員の報酬	29

(2) 理事の報酬	29
(3) 監事の報酬	29
(4) 会計監査人の報酬	29
(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準	29
(6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表	30
第7章 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任	31
(1) 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任	31
(2) 理事、監事、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任	32
第8章 計算	33
第1節 会計帳簿	33
(1) 会計帳簿の作成及び保存	33
(2) 会計帳簿の閲覧等の請求	33
第2節 計算書類等	33
(1) 計算書類等の作成及び保存	33
(2) 計算書類等の監査等	33
(3) 計算書類等の定時評議員会への提出等	34
(4) 会計監査人設置社会福祉法人の特則	34
(5) 計算書類等の備え置き及び閲覧等	34

第1章 社会福祉法人の機関設計

今日、措置から契約への移行など福祉サービスの供給のあり方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められる。特に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性を備えた社会福祉法人の役割は重要なものとなっている。

改正前の社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織については、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人等の運営に求められるガバナンスを十分に果たせる仕組みとはなっていない。

他方、平成18年の公益法人制度改革においては、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人について新たな機関設計が導入され、役員等の権限・義務・責任の明確化、評議員会による理事等を牽制監督する仕組みの導入、会計管理の専門機関である会計監査人制度の導入といったガバナンスを強化する措置が講じられている。

このため、社会福祉法人についても、高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図ることとした。

第2章 評議員及び評議員会

社会福祉法人の評議員会については、これまで、措置事業、保育所等を経営する事業、介護保険事業のみを行う法人を除き、その設置を求めているが、法律上、評議員会の設置は任意であり、また、諮問機関として位置付けられているため、理事等の執行機関に対する牽制機能が十分働かないという課題があった。このため、公益法人制度改革を参考に、評議員会に役員を選任・解任や定款変更等法人の基本的事項について決議する権限を与え、これを通じて理事等を牽制監督する役割を担わせることとした。

こうした評議員・評議員会の重要な役割を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）は、評議員の選任・解任、資格、兼職禁止等に関する規定を置いている。

（1）評議員の選任及び解任

ア 評議員の選任及び解任方法について

評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされている。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。

イ 最初の評議員の選任について

評議員については、平成29年4月1日までに、あらかじめ、法第39条の規定の例により選任しておかなければならないとされている（改正法附則第9条第1項）。このため、社会福祉法人においては、同日までに、上記アの趣旨を踏まえた評議員の選任方法を記載した定款の変更を行った上で、当該変更後の定款に基づき評議員を選任しておくことが必要である。なお、あらかじめ選任した評議員の任期は平成29年4月1日から開始し（同条第2項）、平成29年3月31日において評議員である者の任期は、同日において満了することとなる（同条第3項）。

（2）評議員の資格等

ア 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

- ・ 社会福祉法人の評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、以下（イからエ）の要件に適合し、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

イ 評議員の欠格事由

評議員となることができない者は、次に掲げる者である（法第 40 条第 1 項）。

- ① 法人（同項第 1 号）
- ② 成年被後見人又は被保佐人（同項第 2 号）
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 3 号）
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 4 号）
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第 5 号）

ウ 評議員の兼職禁止

- ・ 評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない（法第 40 条第 2 項）。

エ 評議員の特殊関係者

- ・ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第 40 条第 4 項及び第 5 項）。
 - ・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 2 条の 7 及び第 2 条の 8）。
- ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
 - ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
 - ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

- ※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員
 - ※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分之一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

オ 評議員の員数

- ・ 評議員の数は、理事の員数を超える数としている（法第 40 条第 3 項）。ただし、一定の事業規模を超えない法人（平成 29 年 4 月 1 日より前に設立された法人に限る。）については、平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間、4 人以上としている（改正法附則第 10 条）。
- ・ この一定の事業規模は、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人（平成 28 年度以降のサービス活動収益の額は考慮しない。）としている。また、平成 28 年度中に設立された法人については、サービス活動収益が 4 億円を超えることは想定されないことから、経過措置の対象としている。（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号。以下「整備政令」という。）第 4 条）。

カ 評議員の確保の支援について

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日から、全ての社会福祉法人に対して評議員会の設置が義務付けられ（法第 36 条）、各法人は、同日までに、あらかじめ、評議員を選任しておかなければならないこととなる（改正法附則第 9 条第 1 項）。
- ・ この場合、評議員は、小規模な法人などでは、評議員の候補となる人材に関する情報が不足する、あるいは、地域における人材が限られるなどの要因によりその確保が困難となることも想定される。
- ・ このため、社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行うことが求められる。
- ・ 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおりである。

なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、上記の事情により、平成 29 年 3 月 31 日までの選任に間に合わなかった場合においては、

所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応することとされたい。

(ア) 地方自治体が行うべき支援

- ・ 所轄庁は、社会福祉法人を指導監督し、適正な運営を確保することに責任を有する立場にあることから、法人からの評議員の確保に関する相談に応じて必要な支援を行うことが求められる。なお、所轄庁は、法人を指導監督する立場にあることから、支援に当たって法人の自主性・自律性を阻害することがないように配慮することが必要である。
- ・ また、所轄庁及び所轄庁に該当しない都道府県においては、(イ)に定める社会福祉協議会が行う取組を支援することが求められる。具体的には、地域の各種団体に対し、広く人材の情報の提供に係る協力要請を行うとともに、得られた情報を社会福祉協議会へ提供することが考えられる。

(イ) 社会福祉協議会に期待される取組

- 市区町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会は、法第109条第1項第4号又は法第110条第1項第1号に基づき、評議員の確保に関し、以下の社会福祉法人に対する支援を行うことが求められる。

I 市区町村社会福祉協議会については、以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 担当者（部署）を決定し、社会福祉法人から要請があった場合には、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供する。
- ② 地域の状況等に応じて、以下の取組を積極的に行う。
 - ・ あらかじめ社会福祉法人のニーズ等を把握するため、社会福祉法人に対する説明会や調査等を行う。なお、施設連絡会等を設置している場合は、当該連絡会の取組として実施する。
 - ・ 評議員の候補者となり得る地域住民への説明会の開催等により評議員会制度に係る理解の促進を図る。

II 都道府県・指定都市社会福祉協議会については、以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 担当者（部署）を決定し、管内の市区町村社会福祉協議会に対する支援を実施。特に、専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社会福祉協議会に対し、情報提供。
- ② 社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置。
- ③ 福祉関係団体等を通じた社会福祉施設関係者への周知。 等

(3) 評議員の任期

- ・ 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができる（同項ただし書）。
- ・ ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能である。
- ・ なお、現職の評議員の任期は、平成29年3月31日において満了することとなる（改正法附則第9条第3項）（(1)イ参照）。

(4) 評議員に欠員が生じた場合の措置

- ・ 平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する（法第42条第1項）。
- ・ また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第2項）。

(5) 評議員会の権限

- ・ 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- ・ 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- ・ なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。

(6) 評議員会の運営

- ・ 改正法により、定款変更や合併・解散など法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認は評議員会が最終的な決定を行うこととなるが、その評議員会の招集やこれらの事項に係る議案の提案等は、理事、理事会が行うことが原則である。具体的な手続は以下のとおり。

ア 評議員会の招集

(ア) 評議員会の招集権者

評議員会の招集権限は、原則として理事にある（法第45条の9第3項）。

なお、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項（以下「議題」という。）及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる（法第45条の9第4項）。この請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合等には、評議員自らが所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができる（法第45条の9第5項）（P10オ③参照）。

（イ）招集事項の決定

評議員会を招集するには、まず、①評議員会の日時及び場所、②議題、③議案といった招集事項を理事会の決議により定めることが必要である（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第181条。）。なお、議案については、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）としている（施行規則第2条の12）

（ウ）招集通知

次に、招集事項を記載した招集通知を評議員会の日の一週間前（定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出することが必要である（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第1項）。通知は、電磁的方法によっても可能であるが、その場合には評議員の承諾が必要である（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第2項）。

なお、評議員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができる（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第183条）。

イ 評議員会の決議

- ・ 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない（法第45条の9第9項）。
- ・ また、議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められない。これは、評議員には、理事と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（法第38条、民法第644条）、このような評議員によって構成される評議員会が執行機関に対する牽制・監督を行う機関として十分にその機能を果たすためには、相互に十分な討議を行うことによって決議を行うことが必要であるからである。
- ・ ただし、出席者が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。なお、この議決権の行使に関する規律については、理事会と同様である（P18第4

章（２）イ参照）。

ウ 評議員会の決議の省略

- ・ 理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 194 条第 1 項）。
- ・ この場合、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から十年間、主たる事務所に備え置かなければならない（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 194 条第 2 項）。
- ・ なお、議題の全てについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなされる（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 194 条第 4 項）。

エ 評議員会の議事録

- ・ 評議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- ・ 議事録は、評議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない（法第 45 条の 11 第 2 項）。また、評議員会の日から 5 年間、議事録の写しを従たる事務所に備え置かなければならないが、当該法人が当該議事録を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要である（同条第 3 項）。
- ・ 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次の請求をすることができる（同条第 4 項）。
 - ① 議事録が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - ② 議事録が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法（施行規則第 2 条の 3）により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求
- ・ 議事録は、書面又は電磁的記録により作成し（施行規則第 2 条の 15 第 2 項）、下記の事項を内容とするものでなければならない。

（ア）通常の評議員会の事項（同条第 3 項）

 - ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
会計監査人が、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
会計監査人を辞任した又は解任された者が、辞任後又は解任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べたとき

ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

クホ 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき

クヘ 会計監査人が出席要求に基づき定時評議員会に出席した意見を述べたとき

⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(イ) 評議員会の決議の省略の場合の事項（同条第4項第1号）

① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした者の氏名

③ 評議員会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(ウ) 評議員会への報告の省略の場合の事項（同条第4項第2号）

① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

② 評議員会への報告があったものとみなされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

オ 評議員の権限

評議員個々についても、以下の権限が付与されている。

① 議題の提案権

- ・ 評議員は、理事に対して一定の事項を議題とすることを請求することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第184条）。
- ・ ただし、この請求は、評議員会の日々の四週間前（定款による短縮が可能）までにしなければならない。

- これは、評議員会は、招集通知に掲げられた議題以外の事項については、決議することができないため（法第45条の8第2項）、評議員会の日の一週間前までに発出する招集通知に議題を記載できるようにする必要があるからである。

② 議案の提案権

- 評議員は、評議員会の場合において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条）。
- この場合、法第45条の8第4項において準用する一般法人法第186条において、「評議員は、理事に対し、評議員会の日から四週間前までに、議案の要領を招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができる」と規定されていることから、評議員が議案を提案する場合は、評議員会における議論を有益なものとするため、事前に他の評議員や執行機関である理事において十分な検討時間を確保することが法の趣旨である。

③ 評議員会招集権

- 評議員会の招集権限は、原則として理事にあるが（法第45条の9第3項）、評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる（法第45条の9第4項）。
- また、評議員会の招集の請求後、以下のいずれかに該当する場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる（法第45条の9第5項）。
 - i 請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - ii 前項の規定による請求があった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
- この場合、所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。

第3章 役員

第1節 理事

(1) 理事の選任及び解任

- ・ 社会福祉法人制度においては、改正法により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられ、理事の選任・解任の決議は評議員会で行うこととなった（法第45条の4第1項）。理事等の選任・解任の手續など評議員会の運営の詳細は第2章(6)参照。
- ・ なお、解任については、次のいずれかに該当する場合に限り、評議員会の決議によって、解任することができることとしている（法第45条の4第1項）。
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(2) 理事の資格等

ア 理事の欠格事由

- ・ 理事の欠格事由は、評議員と同様である（法第44条第1項において準用する法第40条第1項）。

イ 理事の資格要件

- ・ 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）

ウ 理事の特殊関係者

- ・ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下このウにおいて「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならないこととしている（法第44条第6項）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人である。
- ・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（施行規則第2条の10）。
 - ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該理事に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

※ 業務を執行する社員を含む。

- ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

（３）理事の任期

- ・ 理事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第４５条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。
- ・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

（４）理事に欠員が生じた場合の措置

- ・ 平成２９年４月１日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する（法第４５条の６第１項）。
- ・ また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第４５条の６第１項）。

（５）理事の権限等

- ・ 以下の①から③に掲げる理事は、それぞれ以下に定める職務及び権限等を有する。

① 理事長の職務及び権限等

- ・ 理事長は、理事会の決定に基づき（法第４５条の１３第２項第１号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第４５条の１６第２項第１号）。
- ・ 具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、法第４５条の１３第４項に掲げる事項以外の理事会から委譲された範囲内で自ら意思決定をし、執行する。
- ・ そして、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第４５条の１７第１項）。
- ・ なお、業務執行とは、契約にサインすることや、事業費支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為をいい、代表するとは、法人の機関が法人の名前で第三者とした行為が法人の行為とみ

なされることをいう。

- ・ 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第45条の16第3項）。

これは、理事会による理事長の職務の執行の監督の実効性を確保するためである。

したがって、この報告は現実に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない（法第45条の14第9項において準用する一般法人法第98条第2項）。

② 業務執行理事の職務及び権限等

- ・ 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項）。
- ・ 業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第45条の17第2項）。
- ・ 業務執行理事は、理事長と同様、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第45条の16第3項）。また、この報告は現実に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。

③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

- ・ 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなる。

（6）理事の義務等

- ・ 理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務が課されている（法第38条、法第45条の16第1項並びに法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条及び第85条）。
- ・ また、特別背任罪（法第130条の2）及び贈収賄罪（法第130条の3）等の罰則が設けられている。

第2節 監事

（1）監事の選任及び解任

- ・ 監事の選任及び解任は、理事と同様、評議員会の決議による（法第45条の4第

1項)。

- ・ 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。

(2) 監事の資格等

ア 監事の兼職禁止

- ・ 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができない（法第44条第2項）。

イ 監事の資格要件

- ・ 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第5項）。
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）
 - ② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）

ウ 監事の特殊関係者

- ・ 監事には、各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第44条第7項）。
- ・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（施行規則第2条の11）。
 - ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該役員に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
 - ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ※ 業務を執行する社員を含む。
 - ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
 - ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

(3) 監事の任期

- ・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。
- ・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

(4) 監事に欠員が生じた場合の措置

- ・ 監事に欠員が生じた場合の措置は、理事と同様である（P12第1節（4）参照）。

(5) 監事の職務及び権限等

ア 監事の権限

- ・ 監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し、事業の報告を求め、また、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができる（法第45条の18第2項）。
- ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条2項）。
- ・ その際、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条3項）。

イ 理事への報告義務

- ・ 監事は、①理事が不正の行為をしたとき、②理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、③法令・定款に違反する事実があるとき、④著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負う（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第100条）。これは、理事の法令定款違反等について、理事会による是正を促す趣旨である。

ウ 理事会への出席義務

- ・ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条）。これは、監事が出席することにより、理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督につ

なげるとともに、理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを防ぐ趣旨である。

エ 評議員会に対する報告義務

- ・ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条)。

第4章 理事会

(1) 理事会の権限等

- ・ 改正法により、理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

ア 理事会の組織

- ・ 理事会は、全ての理事で組織される（法第45条の13第1項）。

イ 理事会の職務

(ア) 業務執行の決定

- ・ 理事会は、社会福祉法人の業務執行に関する意思決定を行う（法第45条の13第2項第1号）。

(イ) 理事の職務執行の監督

- ・ 理事会は、理事の職務の執行を監督する（法第45条の13第2項第2号）。

(ウ) 理事長の選定および解職

- ・ 理事会は、理事長の選定及び解職を行う（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）。

ウ 理事に委任することができない事項

- ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。

(2) 理事会の運営

ア 理事会の招集

(ア) 理事会の招集権者

- ・ 理事会の招集権限は、原則として各理事にある（法第45条の14第1項本文）。ただし、定款の定めまたは理事会の決議によって、特定の理事を招集権者と定めることができる（同項ただし書）。
- ・ この場合、招集権者以外の理事は、招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる（同条第2項）。この請求のあった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事

会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる（同条第3項）。

(イ) 招集通知

- ・ 理事会を招集する者は、理事会の日の原則として1週間（定款による短縮が可能）前までに、理事及び監事の全員に通知を発しなければならない（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条1項）。
- ・ 通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えない。また、議題を通知することも必須ではない。
- ・ なお、理事及び監事の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条2項）。

イ 理事会の決議

- ・ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款による引上げが可能）が出席し、その過半数（定款による引上げが可能）をもって行う（法第45条の14第4項）。理事会の決議の公正を期する必要があることから、決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない（同条第5項）。
- ・ また、理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められない。これは、理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（法第38条、民法第644条）、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるからである。
- ・ ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。

ウ 理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条）。

- ・ 理事の提案につき、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる。
- ・ これは、議決権を行使することができる理事の全員が、決議の目的となる事項についての提案に同意の意思表示をし、かつ、監事も当該提案に異議を述べない場合には、会議を開催しなくても、各理事及び監事が当該議案を決議することについてその責任を伴う十分な意思表示を行っているものと認めることができ、また、提案に全員が賛成であるならば、討議を省略することによる理事会機能の形

骸化という弊害のおそれも少ないと考えられるためである。

- なお、理事会決議の省略を行うに当たり、あらかじめ定款の定めが必要とされるのは、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の重大な例外を認めるものだからである。
- 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、理事会決議の省略と同様に、当該事項の理事会への報告を省略することができる(法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条)。ただし、法第46条の17第9項の規定による業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略することができない(法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条2項)。

エ 理事会の議事録等

- 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 議事録が書面で作成されているときは、出席した理事(定款で署名又は記名押印しなければならない者を出席した理事長と定めた場合には、当該出席した理事長)及び監事が署名又は記名押印しなければならない。(法第45条の14第6項)。
- 議事録が電磁的記録で作成されている場合には、電子署名により行わなければならない(同条第7項。施行規則第2条の18)。
- 理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される(同条第8項)。
- 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。理事会の決議を省略した場合における提案につき理事全員が同意の意思を表示した書面または電磁的記録(以下、議事録と併せて「議事録等」という)も同様である(法第45条の15第1項)。
- 評議員は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、債権者は理事又は監事の責任を迫及するため必要があるときに限り、裁判所の許可を得て、次の請求をすることができる(同条第2項、第3項)。
 - ① 議事録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - ② 議事録等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法(施行規則第2条の3)により表示したもの(当該事項を印字した紙等)の閲覧の請求又は謄写の請求裁判所は、債権者が議事録等の閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可をすることができない(同条第4項)。
- 議事録は、書面又は電磁的記録により作成し(施行規則第2条の17第2項)、下記の事項を内容とするものでなければならない。
 - (ア) 通常 of 理事会の事項(同条第3項)
 - ① 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会

計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ハ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 監事が招集したもの
- ※ 理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、②の記載は不要。
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ロ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ハ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- ⑧ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(イ) 理事会の決議の省略の場合の事項（同条第4項第1号）

- ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(ウ) 理事会への報告の省略の場合の事項（同条第4項第2号）

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 内部管理体制の整備

ア 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。なお、一定の事業規模を超える法人は、会計監査人設置義務対象法人と同様であり、前年度の決算における

法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（整備政令による改正後の社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第13条の3）。

イ 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか以下の内容である（施行規則第2条の16）。

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ウ 法人における作業については、以下のとおりとなる。

- ① 内部管理体制の現状把握
 - ・ 内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認
- ② 内部管理体制の課題認識
 - ・ 現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定
- ③ 内部管理体制の基本方針の策定
 - ・ 法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定
- ④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備
 - ・ 基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

(参考例)

内部管理体制の基本方針

本〇〇福祉会は、平成〇〇年〇月〇日、理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本〇〇福祉会の基本方針を以下のとおり決定した。

1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 業務を執行する理事等で組織する経営戦略等に関する会議体（以下「経営会議等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 「理事職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営会議等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2 リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び規程を整備し、役割権限等を明確にする。
- ② 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する諸規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、内部監査部門が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び経営会議等に報告する。
- ⑤ 当会の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

3 コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに定款及び当会の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンスに関する規程等を定める。
- ② 当会のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するた

め、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。

- ③ 当会の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を経営会議等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する。
- ⑥ 理事又は職員等は、当会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

第5章 会計監査人

会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査とは、社会福祉法人が作成する計算書類を対象として、外部の独立した第三者としての会計監査人が監査を行い、計算書類の適正性について保証を与えるものである。

これにより、財務情報の信頼性の向上、ガバナンスの強化だけではなく、業務の効率化、効率的な経営の実現にも資するものである。

（1）会計監査人の選任及び解任

ア 会計監査人の選任

- ・ 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する（法第43条第1項）。
- ・ 理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。

イ 会計監査人の解任

- ・ 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ・ 理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。
- ・ 監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の5第1項）。

この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第45条の5第3項）。

（2）会計監査人の資格

- ・ 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。
- ・ 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。

具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができない。

(3) 会計監査人の任期

- ・ 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条の3第1項）。
- ・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（第45条の3）。

(4) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置

- ・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第45条の6第3項）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は、(2)の会計監査人と同様である（法第45条の6第4項）。
- ・ なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要である。

(5) 会計監査人の職務及び権限等

- ・ 会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する義務を負う（法第45条の19第1項及び第2項）。
- ・ 会計監査人は、その職務を適切に行うため、会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧謄写できるほか、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し会計に関する報告を求めることができる（同条第3項）。
- ・ また、その職務を行うため必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる（同条第4項）。
- ・ 会計監査人は、職務を行うに当たっては、監査の公正を期すため、当該社会福祉法人の理事、監事又は当該社会福祉法人の職員である等の関係のある者を補助者として使用することができない（同条5項）。

(6) 会計監査人の設置義務について

ア 会計監査人設置義務対象法人の基準

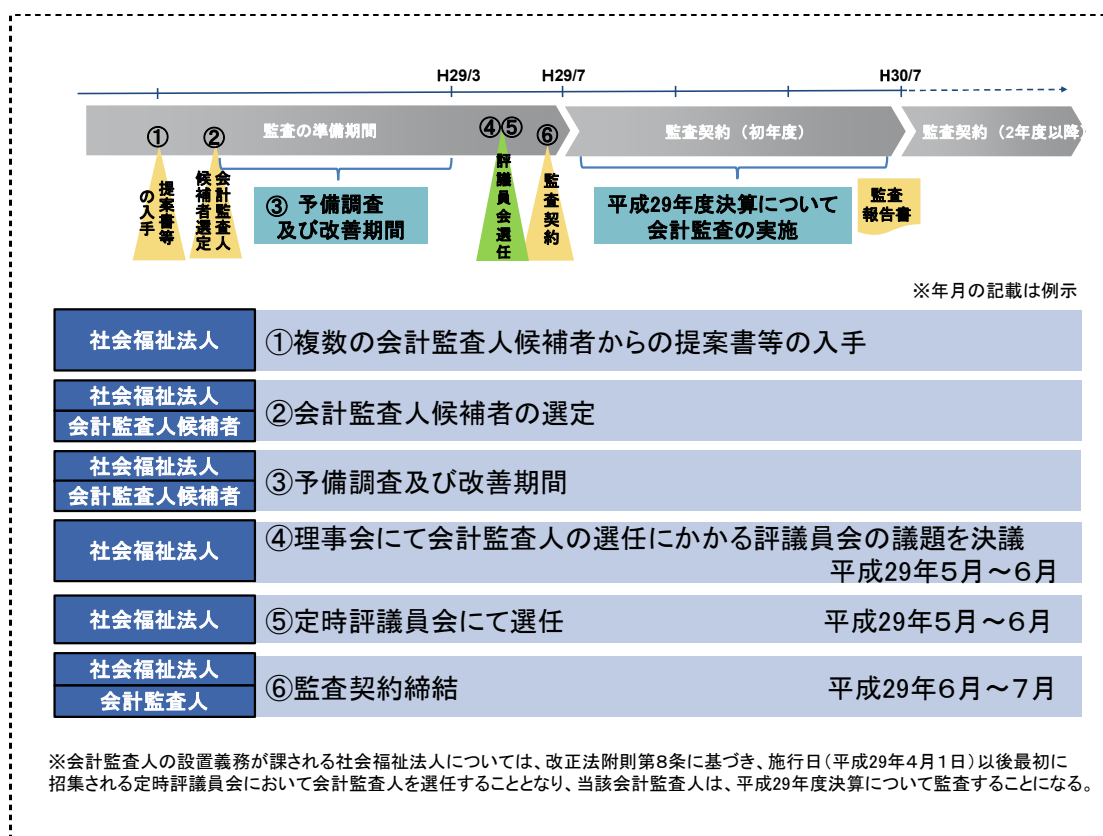
- ・ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（施行令第13条の3）。
- ・ なお、会計監査人を設置する法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要となる。
- ・ 平成29年度以降、収益10億円超程度の法人において、会計監査の導入に伴う課題・メリットを整理し、周知すること等を通じ、10億円超での実施に向け

た環境整備を図っていく予定である。

イ 会計監査人の選任等の流れについて

- 会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度（例：平成 29 年度）の前年度（例：平成 28 年度）から、下記のとおり、準備作業等が必要になるので、法人においては、当該前年度（例：平成 28 年度）における法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益計・法人単位貸借対照表における負債の部合計を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応することが求められる。
- 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいが、平成 29 年度の会計監査人の選任については、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などによる取扱も可能とする。
- その際、下記スケジュール例を参考にし、複数の会計監査人候補者から提案書等入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討*のうえ、選定すること（選定基準のイメージは、別紙のとおり）。
※ 価格のみで選定することは適当ではないこと。
- 複数の会計監査人候補者から提案書等入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

（スケジュール例）平成 29 年度設置対象法人の場合



ウ 監査証明範囲の設定について

- ・ 今般の会計監査人制度の導入は、法人としてのガバナンスの強化、財務規律の強化の一環として導入するものであり、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類（第1様式）並びにそれに対応する附属明細書及び財産目録の各項目とする。具体的には以下の通りである。
 - ① 法人単位の計算書類（法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書）（施行規則第2条の30第1項第2号）
 - ② ①に対応する附属明細書（借入金明細書、寄附金収益明細書、補助金事業等収益明細書、基本金明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書に限る。）の項目（施行規則第2条の30第1項第2号）
 - ③ 法人単位貸借対照表に対応する財産目録の項目（施行規則第2条の22）
- ・ その際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

エ 監事が会計監査人に求める監査に関する報告について

- ・ 監事は、会計監査人に対して、必要があるときは、監査証明（会計監査報告）のほか、その監査に関する報告を求めることができることとなっている（法第45条の19第6項で準用する一般法人法第108条第2項）。そのため、会計監査人は、監事に対して、監査証明（会計監査報告）のほかに、その監査に関する報告を行う責務がある。

(7) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用

会計監査人を設置しない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましい。

(別紙)

社会福祉法人〇〇会会計監査人選定基準のイメージ

(基準制定の目的)

第1条 この会計監査人選定基準は、社会福祉法人〇〇会（以下、「法人」という。）が複数の会計監査人候補者（以下、「候補者」という。）から提案書等を入手した際の候補者選定の基準を定めるもの。

(選定基準項目)

第2条 次の各号に掲げる事項に対する評価を行うものとする。

- 一 監査の実施体制等に対する評価
 - 二 監査に要する費用に対する評価
 - 三 監査の実績等に対する評価
 - 四 監査の品質管理体制に対する評価
- 2 前項第1号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 当該法人に対する監査の基本方針及び考え方（着眼点や重点項目）
 - 二 主要な監査手続及び監査要点
 - 三 法人本部及び施設等を監査するチーム体制
 - 四 監査スケジュール
 - 五 監査の責任者及び担当者の経歴及び実務経験等
 - 六 監査の指導的機能に対する考え方
 - 七 監査のサポート体制
 - 八 監事、内部監査担当部門との連携に関する考え方
- 3 第1項第2号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 監査報酬見積費用総額（見積り及び積算の方法を含む。）
 - 二 監査日程(日数)の大幅な変更が生じたときの処理方法
- 4 第1項第3号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 監査実績
 - 二 社会福祉法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
 - 三 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
 - 四 当該法人が実施している事業と類似の事業を実施している組織の監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
 - 五 日本公認会計士協会又は公的機関における社会福祉法人制度に関係する部会等への関与実績
- 5 第1項第4号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 品質管理の体制（日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針等に即した品質管理を行っているかなどを評価）
 - 二 会計監査人候補者に関して公認会計士法に基づく処分がある場合はその内容とこれに対して取った措置（過去〇年間）

第6章 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

(1) 評議員の報酬

- ・ 評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）は定款で定めなければならない（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第196条）。無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

(2) 理事の報酬

- ・ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条）。

(3) 監事の報酬

- ・ 監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）。
- ・ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めることとなる（同条2項）。
- ・ また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる（同条3項）。
- ・ 無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

(4) 会計監査人の報酬

- ・ 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には監事の過半数の同意を得なければならない（法第45条の19第6項において準用する一般法人法第110条）。

(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

- ・ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととしている（法第45条の35第1項）。

なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（法第45条の35第2項）、公表しなければならない（法第59条の2第1項第2号）。

- ・ 具体的には、以下①から④までのとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項である（施行規則第2条の42）。

- ・ なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなる。

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- ・ 常勤・非常勤別に報酬を定めること。

② 報酬等の金額の算定方法

- (a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

- ・ 支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

④ 支給の形態

- ・ 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。

(6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表

- ・ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成 29 年度以降の現況報告書に記載の上、公表すること。

第7章 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任

(1) 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任

ア 損害賠償責任

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う（法第45条の20第1項）。
- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人と法人との関係は、委任に関する規定に従うため（法第38条）、任務を怠ったとは、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は、忠実義務違反（第45条の16第1項）も含まれる。）である。
- ・ なお、評議員には、業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないと考えられる。

イ 損害賠償責任の免除

(ア) 総評議員^{*}の同意による免除

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除することができない（法第45条の20第4項で準用する一般法人法112条）。

※ 「総評議員」とは、定款上の評議員定数や評議員の出席者数ではなく、評議員の現在員数のことである。

(イ) 評議員会の特別決議による一部免除

- ・ 法人に対する損害賠償責任を負う理事、監事又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（ウ）において「最低責任限度額」という。）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができる（法第45条の20第4項で準用する一般法人法第113条第1項）。
 - ① 理事長 6
 - ② 業務執行理事 4
 - ③ 理事、監事、会計監査人 2
- ・ これは、理事が軽微な過失により多額の損害賠償責任を負担することをおそれて業務執行が萎縮するのを防止するためである。
- ・ 理事、監事又は会計監査人の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意を得なければならない（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第113条3項）。
- ・ なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、評議員会の決議による責任の一部免除は認められていない。これは、評議員は業務執行を

担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これよりも軽い要件による免除の制度を認める必要がないからである。

(ウ) 理事会の決議による一部免除

- 社会福祉法人においては、理事、監事又は会計監査人の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができる（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項）。
- この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、又は定款の定めに基づく理事、監事又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には、いずれも監事の同意を要する（同条2項）。
- なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、(イ)同様、一部免除に関する定款の定めは認められていない。

(2) 理事、監事、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任

- 理事、監事、評議員又は会計監査人は、本来、社会福祉法人に対して任務を負うにすぎず、第三者に対しては一般の不法行為（民法第709条）責任以外の責任は負わないと考えられる。
- しかし、理事、監事、評議員又は会計監査人の任務懈怠によって損害を受けた第三者を保護する観点から、職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には、第三者に対して責任を負うこととしている（法第45条の21第1項）。
- なお、評議員は、業務執行を行う立場ではないため、第三者に損害を与えることは多くないと考えられるが、評議員も法人と委任関係にあり、善良な管理者としての注意をもってその職務を行わなければならない者である以上（民法第644条）、悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合の責任に関する規定を設けているところである。

第8章 計算

第1節 会計帳簿

(1) 会計帳簿の作成及び保存

- ・ 社会福祉法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない（法第45条の24第1項）。会計帳簿は後日紛争を生じた場合の重要な資料となり得るため、その閉鎖の時から10年間保存しなければならない（同条第2項）。

(2) 会計帳簿の閲覧等の請求

- ・ 社会福祉法人の評議員は、計算書類の承認等を行う評議員会の構成員として、社会福祉法人の経理の状況を会計帳簿等から正確に知る必要がある。このため、評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる（法第45条の25）。
 - ① 会計帳簿又はこれに関する資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求。
 - ② 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法（施行規則第2条の3）により表示したものの閲覧又は謄写の請求。

第2節 計算書類等及び財産目録

(1) 計算書類等及び財産目録の作成及び保存

- ・ 法第45条の27第2項及び法第45条の34第1項において、社会福祉法人が各会計年度において作成すべき書類として、計算書類等（①貸借対照表、②収支計算書、③事業報告、④①～③の附属明細書）、⑤財産目録が規定されている。
- ・ また、計算書類等（上記③及びその附属明細書を除く。）は後日紛争を生じた場合の重要な資料となり得るため、その作成後10年間保存しなければならない。

(2) 計算書類等及び財産目録の監査等

- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録は、監事の監査を受けなければならない（法第45条の28第1項、施行規則第2条の40第2項）。
- ・ さらに、会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、会計監査人の監査を受けなければならない（法第45条の28第2項、施行規則第2条の40第2項）。この場合、監事は会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について報告することをもって、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録に対する監査報告に代えるものとする（施行規則第2条の31、第2条の40第2項）。
- ・ 監事及び会計監査人の監査を受けた計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を受けなければならない（法第45条の28第3項、施行規則第2条の40第2項）。

(3) 計算書類等及び財産目録の定時評議員会への提出等

- ・ 理事は、監事の監査（会計監査人を置く場合は、会計監査人の監査も含む。）を受け、さらに理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに財産目録を定時評議員会に提出しなければならない。
- ・ 定時評議員会に提出された計算書類及び財産目録は、定時評議員会の承認を受けなければならない（法第45条の30第2項、施行規則第2条の40第1項）。事業報告については、評議員会への報告で足りることとしている（法第45条の30第3項）。

(4) 会計監査人設置社会福祉法人の特則

- ・ 会計監査人を置く社会福祉法人においては、一定の要件を満たす場合には、(3)にかかわらず、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けることを要せず、定時評議員会においてその内容を報告することで足りることとしている（法第45条の31、施行規則第2条の40第1項）。

- ・ 一定の要件は、以下の要件を満たしていることである（施行規則第2条の39）。

ア 計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれていること

イ 会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと

ウ 特定監事^{※1}が特定理事^{※2}及び会計監査人に対して監査報告の内容を通知すべき日までに通知せず、当該通知すべき日に監事の監査を受けたものとみなされた計算書類でないこと。

※1 会計監査報告の内容の通知を受ける監事として定められた監事。当該通知を受ける監事を定めていない場合は、全ての監事。

※2 会計監査報告の内容の通知を受ける理事として定められた理事。当該通知を受ける理事を定めていない場合は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事。

(5) 計算書類等及び財産目録の備置き及び閲覧等

- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）を定時評議員会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならない（法第45条の32第1項）。また、従たる事務所においても、その写しを3年間備え置かなければならないが（同条第2項）、当該法人が計算書類を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要である（同項ただし書）。
- ・ 財産目録を毎会計年度終了後3月以内に5年間主たる事務所に備え置くとともに、従たる事務所においても、その写しを3年間備え置かなければならない（法第45条の34第1項）。なお、当該法人が財産目録を電磁的記録によって作成し、従たる

事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要である（同条第5項）。役員等名簿、報酬等支給基準、事業の概要等も同様である（法第45条の34第1項第2号から第3号まで）。

事 務 連 絡

平成28年11月11日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ
の改訂について

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて
（平成28年6月20日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）においてお示し
した「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについ
て、別添のとおり、改訂しましたので、送付いたします。

なお、本Q&Aについては、現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る
ことを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を
含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項 について」等に関する Q&A

社会・援護局 福祉基盤課

平成 28 年 6 月 20 日

(平成 28 年 11 月 11 日改訂)

※本質疑応答集においては下記の略語を用いる。

「改正法」：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）

「法」：社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

(注) 現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

(目次)

評議員選任・解任委員会	1
問1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。.....	1
問2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。.....	1
問3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。.....	1
問4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。.....	1
問5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。.....	1
問6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。.....	1
問7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。.....	2
問8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。.....	2
問9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。... 2	2
問10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。.....	2
問11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。.....	2
問12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。.....	2
問12-2 評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」(問10)とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問1 同旨】.....	3
問12-3 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問2 同旨】.....	3
問12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも2回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問3 同旨】.....	3
評議員の兼職禁止	3
問13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。.....	3
評議員の特殊関係者	5
問14 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。.....	5
問15 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。.....	6
問16 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。.....	7
社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	8
問17 当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。.....	8
問18 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。.....	8
問19 評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。.....	8
問20 共同評議員会の開催は可能か。.....	8
問21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。.....	8

問 22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。.....	8
問 23 当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。.....	9
問 23-2 嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 4 同旨】.....	9
評議員会	9
問 24 評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。.....	9
問 25 評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。.....	9
問 26 評議員会において、役員の新任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。..	10
問 27 「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。.....	10
問 28 軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。....	10
問 29 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。.....	11
問 29-2 定款例（案）第一四条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 5 同旨】.....	11
問 29-3 評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 6 同旨】.....	11
問 29-4 定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなければならないのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 7 同旨】.....	12
役員	12
問 30 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。.....	12
問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。.....	12
問 32 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。.....	13
問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事を選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。.....	13
問 34 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。.....	13
問 35 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということか。.....	14
問 36 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。.....	14
問 37 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。.....	14

問 38 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。.....	14
問 39 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。.....	15
問 39-2 業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 8 同旨】 .	15
問 39-3 改正法第 40 条第 3 項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が 10 名、評議員が 21 名で、平成 29 年 4 月 1 日から、評議員を 7 名とする場合（定款上 7 名）、それに合わせて、理事の定款上の人数を 6 名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が 10 名となり、定款に違反することになるがどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 9 同旨】	15
問 39-4 現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第 44 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が法人内にいて、評議員で承認されれば、理事は全員法人の職員でもよいか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 10 同旨】	16
問 39-5 「理事長の職務代理者」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か（理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する 等）。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 11 同旨（修正）】	16
問 39-6 理事の構成について、「施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」とされているが、施設とは何か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 12 同旨（修正）】	17
会計監査人	17
問 40 会計監査人の設置義務は、施行日（平成 29 年 4 月 1 日）以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成 29 年度決算から必要となるものであり、平成 28 年度決算については監査不要と理解してよいか。.....	17
問 41 社会福祉法第 45 条の 2 において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。.....	18
問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。.....	18
問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。.....	18
問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。.....	19
理事会関係	19

問 44-2 平成 29 年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について、新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 13 同旨】	19
問 44-3 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 14 同旨】	20
任期関係	20
問 44-4 現評議員の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任（再任）しても、数日後の 3 月 31 日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えてよいか。一方、現理事の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合はどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 15 同旨】	20
問 44-5 「平成 29 年 4 月 1 日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員の任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の終結の時まで再任手続等を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 16 同旨】	20
問 44-6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】	21
報酬	21
問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。	21
問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということの意味するのか。	21
問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が 1 名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。	21
その他	22
問 47-2 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 18 同旨】	22
問 47-3 組合等登記令第 3 条第 3 項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から 2 ヶ月以内）は改正されるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 19 同旨（修正）】	22
問 47-4 定款例（案）における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 20 同旨】	22

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A

評議員選任・解任委員会

問1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。

(答)

1. 評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。

問2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。

(答)

1. 常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

問3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

問4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。

(答)

1. 適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。
2. その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。
3. また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。

問5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。
2. この場合、特定の理事が委員を選任するとした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。

問6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから（法第31条第5項）、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

問7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効（法第31条第5項）とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。
2. 他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。

問8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員になることは可能か。

(答)

1. 事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）になることは可能である。

問9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

(答)

1. 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

問10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。

(答)

1. 理事については、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第31条第5項の趣旨を踏まえ、認められない。
2. 評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。

問11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。
2. ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当である。

問12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。

(答)

1. 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。

2. その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。

問 12-2 評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」(問 10)とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 1 同旨】

(答)

1. 法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員にすることは差し支えない。

問 12-3 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 2 同旨】

(答)

1. 可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。

問 12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも 2 回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 3 同旨】

(答)

1. 定款変更認可後に②の理事会を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議員選任・解任委員会設置に係る議案を①と同じ理事会で審議することも可能である。
2. ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後でなければならない。

評議員の兼職禁止

問 13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。

(答)

1. 新制度の評議員については、牽制関係を適正に働かせる観点から、理事との兼務は認められていない(法第 40 条第 2 項)。このため、現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。
2. 当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が欠けることとなる場合には、施行日までに代替りの理事が就任しなければならない。

この場合、当該代替りの理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる(改正法附則第 14 条)ため、4 月 1 日から 3 月末までを会計年度としている法人で、定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人を例にすると、その任期は、平成 29 年 6 月末までとなる。

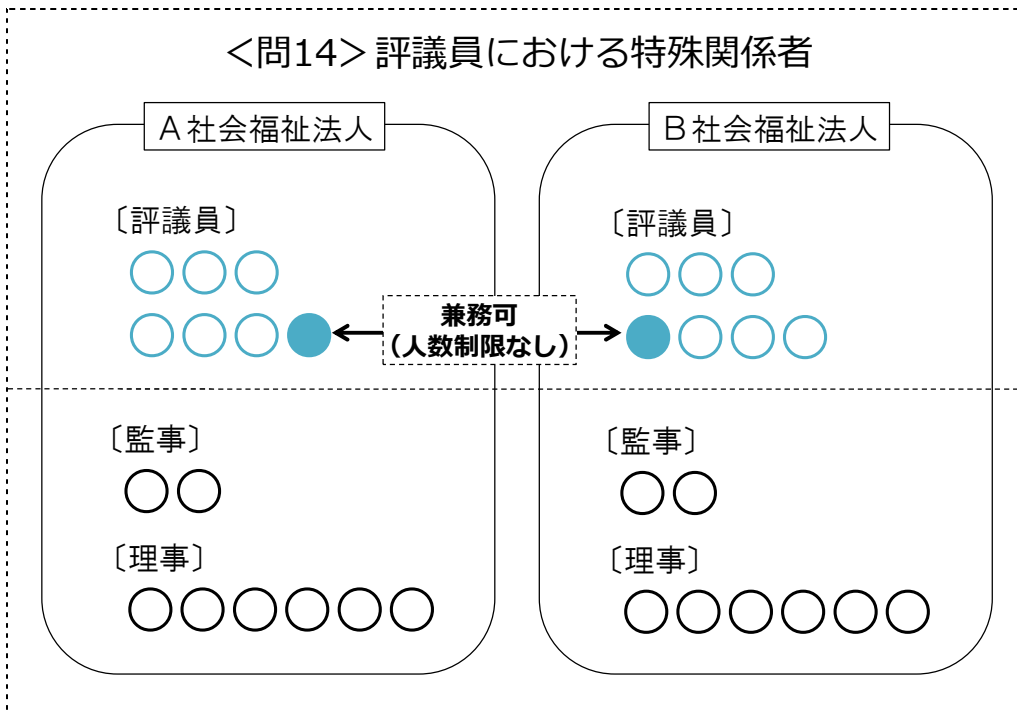
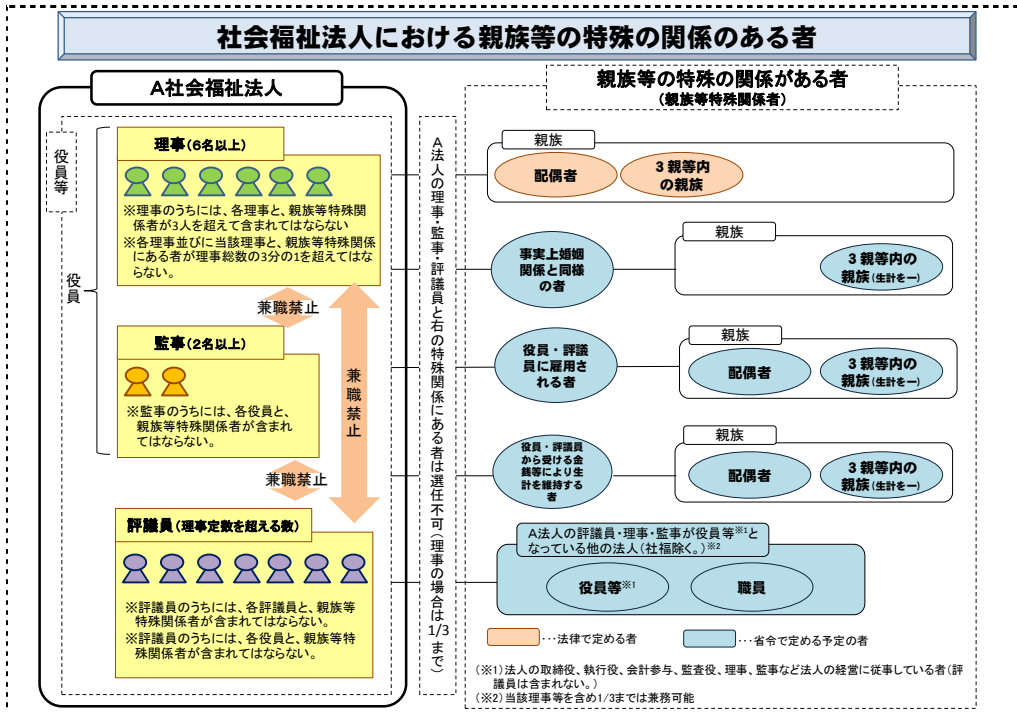
3. 代わりの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任されうる者を、あらかじめ選任しておくことが望ましいと思われる。

評議員の特殊関係者

問 14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

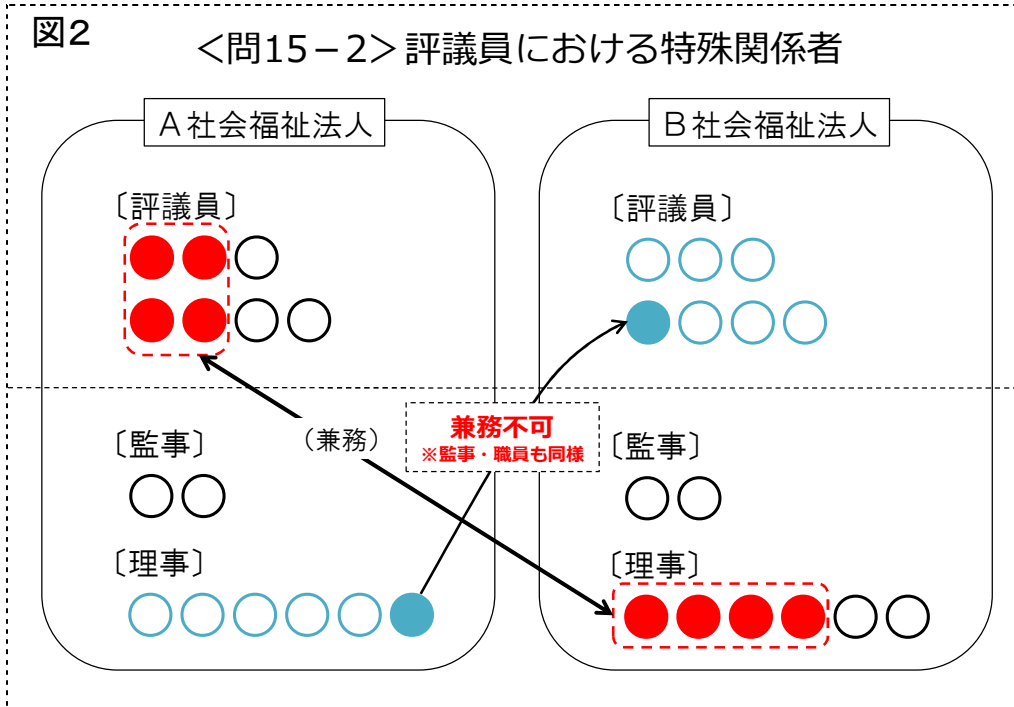
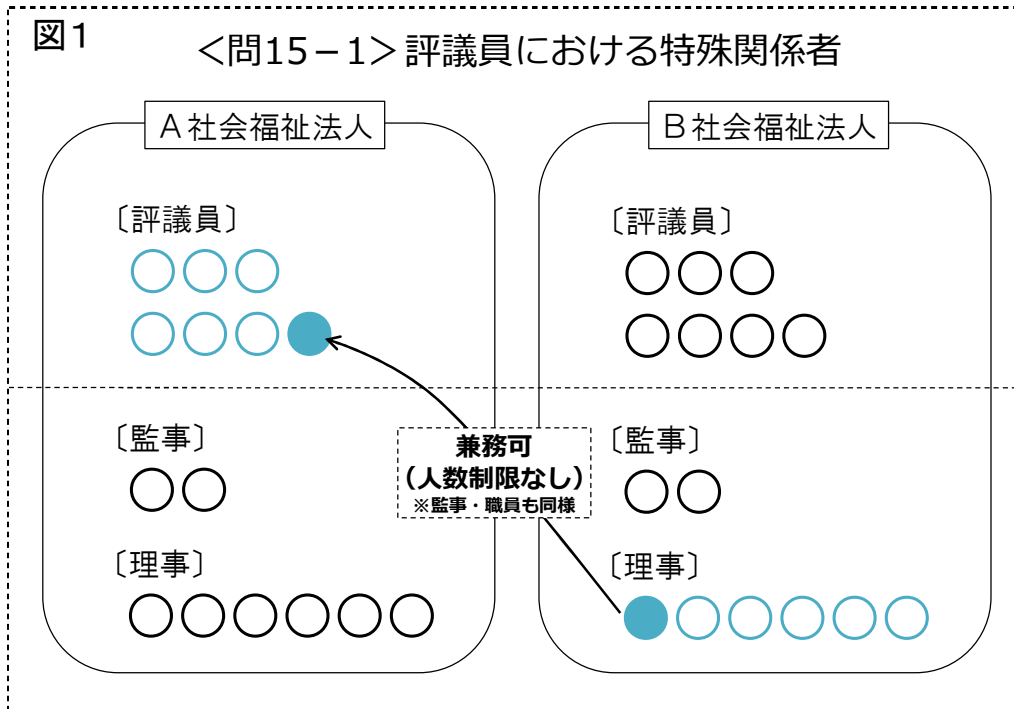
1. 人数に制限なく兼務可能である。

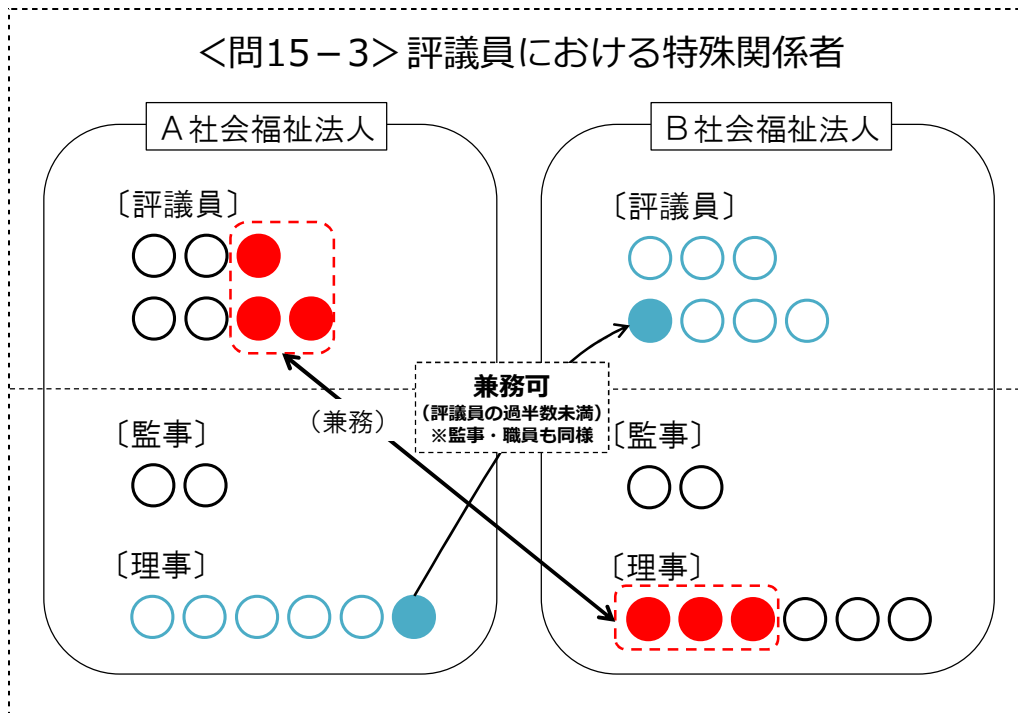


問15 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)

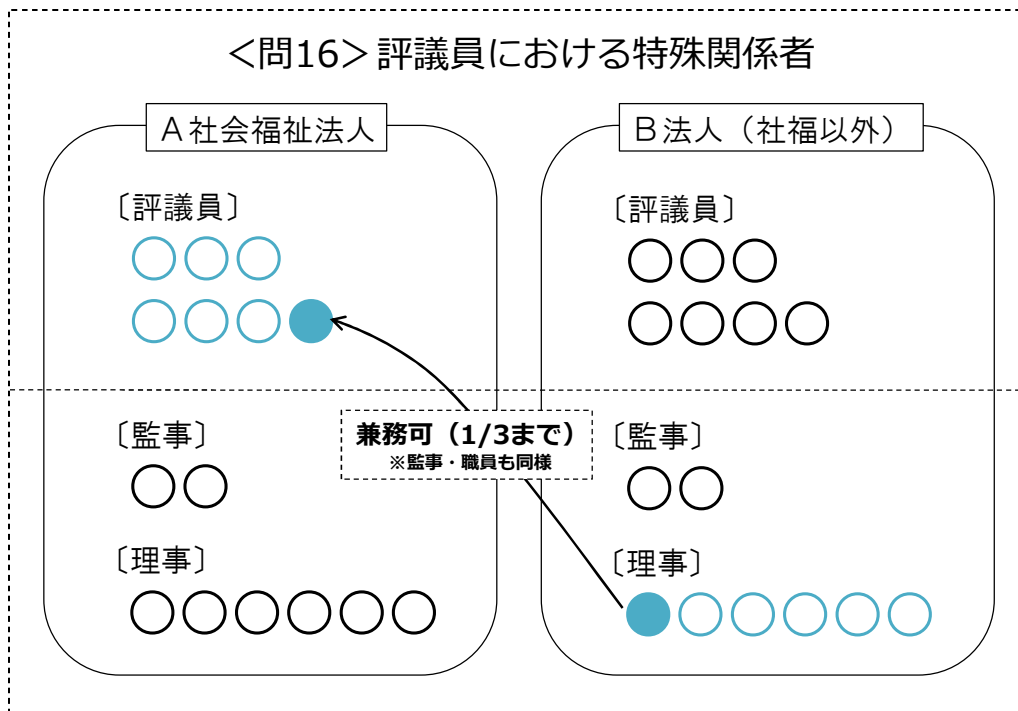




問 16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

1. 可能である。
2. ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。



社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

問 17 当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。

(答)

1. 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とするのが適当である。

問 18 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

(答)

1. 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

問 19 評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。

(答)

1. 居住地等の地域による制限はない。

問 20 共同評議員会の開催は可能か。

(答)

1. 評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることとなる。
2. 他方、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。
3. その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要である。

問 21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。

(答)

1. 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。
2. このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。

問 22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。

(答)

1. 評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する

観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。

2. このため、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に当たる場合には、評議員に選任することは適当でない。

問 23 当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。

(答)

1. 会計監査人については、公認会計士法第 24 条において、役員やこれに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者については会計監査人になることができないとされている。評議員については、当該規定の「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任することはできない。

問 23-2 嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 4 同旨】

(答)

1. 改正法第 40 条第 2 項において、評議員は役員又は職員の兼務を禁止している。そのため、非常勤の医師についても雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。
2. また、記帳代行や税理士業務等を行う者や顧問弁護士・会計士・税理士法人で助言にとどまらず法人経営にも関与している者を評議員に選定することは適当ではない。
3. 一方、嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。

評議員会

問 24 評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「A を役員として選任する件」という議題について、評議員が「B を選任する」という議案を提案することは可能か。

(答)

1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第 45 条の 8 第 4 項で準用する一般法人法第 185 条）とされている。
2. 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「A を選任（解任）する」という議案に対し、「B を選任（解任）する」という提案を行うことは可能。
3. これに対し、議題が「A を選任（解任）する件」であれば、「B を選任（解任）する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。

問 25 評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。

(答)

1. 評議員会の議事録は、評議員会の記録・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理

事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（法第45条の14第8項参照）はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としていない（注1）。

2. しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。

（注1）

理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならないこととされている。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した理事長と定めることもできる（法第45条の14第6項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。

（参照条文）

（理事会の運営）

第四十五条の十四 （略）

2～5 （略）

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 （略）

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 （略）

問 26 評議員会において、役員の再任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。

（答）

1. 法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、選任した役員（再任されなかった役員）が、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する（第45条の6第1項）。

問 27 「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。

（答）

1. 当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当する。

問 28 軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。

（答）

1. 理事が評議員会の目的である事項（議題）について提案した場合において、当該提案に

つき評議員（当該事項について決議に加わることができる者）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第1項）。

2. したがって、評議員会の議案につき、評議員の全員から書面や電子メールで同意を得れば、評議員会を現実に開催しないことは可能である。
3. なお、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る文書又は電磁的記録については、議事録と同様に、その主たる事務所に10年間保存しておかなければならない（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第2項）。

問 29 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。

（答）

1. 権限濫用と認められる場合とは、例えば、
 - ・ 平成28年6月20日付け事務連絡「社会福祉法人制度改革における理事等の解任について」において示したとおり、理事等の解任事由は法人運営に重大な損害を及ぼすような重大な義務違反等がある場合に限定されると解されるが、このような場合に該当しないにもかかわらず、不当な動機により、又は議題が法人の利益に適合せず決議が成立する見込みのないことが客観的に明らかにもかかわらず、評議員会を招集しようとする場合である。

問 29-2 定款例（案）第一四条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 5 同旨】

（答）

1. 社会福祉法において議長に係る規定はないが、議長を置くことは可能である。
2. 議長の選任方法は任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましい。

問 29-3 評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 6 同旨】

（答）

1. 定時評議員会においては、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（改正法第45条の32第1項）との関連から、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については1週間の間隔を置くことになる。

問 29-4 定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなければならないのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 7 同旨】

(答)

1. 計算書類等の備置きの始期は定時評議員会の日から2週間前の日からであるが、招集通知については1週間前までに通知を発すれば足りる。

役員

問 30 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。

(答)

1. 関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員となることは、法第 61 条第 1 項の公私分離の原則に照らし適当でない。
2. 社会福祉協議会にあっては、その目的である地域福祉の推進を図るための行政との連携が必要であることから、関係行政庁の職員が、その役員となることが可能である（法第 109 条第 5 項及び第 110 条第 2 項）。ただし、当該社会福祉協議会の役員総数の五分之一を超えてはならない。（法 109 条第 5 項及び第 110 条第 2 項）

問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

(答)

1. 理事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の集結の時までとされる（法第 45 条）。ただし、定款によって短縮することは可能（法第 45 条ただし書）。

任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。

例えば、定時評議員会を毎年6月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成 30 年 6 月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの2年間となるが、平成 30 年 4 月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの2年2ヶ月間余となる。

2. 監事の任期

監事の任期についても、同様である。

3. 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる（法第 41 条第 1 項）。定款で「4年」を「6年」まで伸長することは可能（同項ただし書）。

問 32 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

(答)

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第45条ただし書）が伸ばすことはできない。

このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を延長することとなる。

2. したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

(参照条文)

(役員の任期)

第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。

(答)

1. 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となる（法第45条）。

ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾とが必要となる（同法第38条参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。

例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。

2. なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。

問 34 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。

(答)

1. 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができる

(第43条第2項)。補欠の役員の任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則としつつ(法第45条)、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間とすることが可能(法第45条)。

2. 評議員についても、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である(第41条第2項)。補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則とするが(法第41条第1項)、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることができる(法第41条第2項)。

問 35 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にすることか。

(答)

1. 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

問 36 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者(執行役員)とすることは可能か。

(答)

1. 理事会において、特定の業務執行を理事(理事長、業務執行理事)ではない執行役員に委譲することを決定すれば、そのような取扱いは可能である。
2. ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的に委譲されているにすぎず、対外的には、執行役員は代表権を持たない。

問 37 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。

(答)

1. 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。
2. 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

問 38 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。

(答)

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。

2. 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。

問 39 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。

(答)

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
2. 財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たるため、監事に選任することは適当でない。

問 39-2 業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 8 同旨】

(答)

1. 法人の任意である。

問 39-3 改正法第 40 条第 3 項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が 10 名、評議員が 21 名で、平成 29 年 4 月 1 日から、評議員を 7 名とする場合（定款上 7 名）、それに合わせて、理事の定款上の人数を 6 名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が 10 名となり、定款に違反することになるがどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 9 同旨】

(答)

1. 平成 29 年 4 月 1 日から有効な定款において、理事の員数が 6 名となっている場合には、平成 29 年 3 月 31 日までに、定時評議員会で再任される予定のない理事にあらかじめ辞任をしてもらうことが適当である。
2. やむを得ない理由によりあらかじめ辞任することが困難な場合であっても、定時評議員会の終結時までに辞任することが必要である。

問 39-4 現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第44条第4項第1号及び第2号に掲げる者が法人内にいて、評議員で承認されれば、理事は全員法人の職員でもよいか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 10 同旨】

(答)

1. 理事総数に占める職員の割合の制限は廃止することとしている。
2. 法第44条第4項第1号、第2号及び第3号に掲げる者がそれぞれ1名含まれることが必要であるため、法人の職員の中にそれぞれ該当する3名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。

問 39-5 「理事長の職務代理者」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か（理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する等）。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 11 同旨（修正）】

(答)

1. 改正社会福祉法においては理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、また、理事長は理事会において選定されることとなっているので、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは無効である。
2. なお、理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有することとなる。また、事故等により理事長が欠けた場合については、理事会を開催して新たな理事長を選定することとなる。
- 3 また、現行制度においては、法第39条の4により、利益相反行為については理事が代理権を有しないこととされ、定款準則第10条第2項により、利益相反行為及び双方代理となる事項についての理事長の職務代理が示されているが、改正後においては、現行法第39条の4の規定は廃止されるとともに、改正法第45条の16第4項により一般法人法第84条が準用されることとなる。
- 4 そのため、改正後においては、利益相反取引（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会における承認及び報告により可能とされている。

(参照条文)

改正法第45条の16第4項 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条（第二項を除く。）、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○一般法人法

(競業及び利益相反取引の制限)

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

(自己契約及び双方代理)

第八十八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

問 39-6 理事の構成について、「施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」とされているが、施設とは何か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 12 同旨（修正）】

(答)

1. 原則として、法第 62 条第 1 項の第 1 種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。ただし、第 2 種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に扱うこととする。
2. また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当であること。

会計監査人

問 40 会計監査人の設置義務は、施行日（平成 29 年 4 月 1 日）以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成 29 年度決算から必要となるものであり、平成 28 年度決算については監査不要と理解してよいか。

(答)

- 1 お見込みのとおり。

問 41 社会福祉法第 45 条の 2 において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。

(答)

1. 会計監査人については、公認会計士法第 24 条第 1 項において、以下の計算書類については、会計監査ができないものとされている。
 - ① 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類
 - ② 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類
 - ③ ①及び②に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類
2. したがって、
 - ・ 当該社会福祉法人の役員（過去 1 年以内に当該法人の役員であつた者含む。）、職員（過去 1 年以内に当該法人の職員であつた者を含む。）については、上記①又は②に該当し、会計監査人になることはできない。
 - ・ 評議員については、上記①の「これに準ずるもの」に該当するため、会計監査人になることはできない。

問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 記帳代行業務を行う公認会計士が、同時に、当該法人の会計監査人に就任した場合、自身が作成した計算書類を自身で監査することとなり、自己点検に該当するため、適当でない。

問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 公認会計士法第 24 条第 1 項第 3 号及び第 2 項、同施行令第 7 条第 1 項第 6 号において、税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該法人から当該業務により継続的な報酬を受けているときには、監査業務を行うことができないとされており、会計監査人になることはできない。

(参照条文)

○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）
（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類

二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

○公認会計士法施行令（昭和三十七年政令第三百四十三号）

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。）その他法第二条第一項及び第二項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合

問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。

（答）

1. 法人の責めによらない理由とは、①災害の発生、②公認会計士事務所又は監査法人の倒産、③会計監査人が法第 45 条の 5 第 1 項各号（以下 i から iii）のいずれかに該当すること、により会計監査人と契約解除せざるを得ない場合である。

i 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

ii 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき

iii 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 等

理事会関係

問 44-2 平成 29 年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について、新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 13 同旨】

（答）

1. 評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。

2. なお、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能であり、同日開催と

しない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。

問 44-3 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 14 同旨】

(答)

1. 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。
2. なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。

任期関係

問 44-4 現評議員の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任（再任）しても、数日後の 3 月 31 日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えてよいか。一方、現理事の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合はどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 15 同旨】

(答)

1. 旧法に基づく評議員については、既に平成 29 年度の予算等の評議員が開催されているなど法人運営に支障がないのであれば、数日間、評議員が欠けることもやむを得ないと考えている。
一方、理事については、平成 29 年 4 月 1 日時点で任期が有効な理事がいない場合には、同日以降、理事が欠けることになってしまうため、平成 28 年度中に選任（再任）しておくことが必要である。

問 44-5 「平成 29 年 4 月 1 日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員の任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の終結の時まで再任手続等を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 16 同旨】

(答)

1. 再任手続等を行うことなく、法の規定に基づき、任期が延長されることとなる。

○改正法附則

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

問 44-6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】

(答)

1. 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があった日である。
2. なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。

報酬

問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

(答)

1. 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということの意味なのか。

(答)

1. 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第 45 条の 35 第 1 項）。
2. 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。
3. なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。

問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が 1 名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
2. 他方、個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が 1 名の場合であって、

個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

その他

問 47-2 定時評議員会の2週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 18 同旨】

(答)

1. 定時評議員会の2週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているため、理事会における計算書類の承認は定時評議員会の2週間前に行うことが必要である。
2. 法律上、定時評議員会の承認前から計算書類を備え置くことになっていることから、「定時評議員会で承認を受ける前であるため、修正等があり得る」等の付記は不要であるが、法人の判断で付記することも差し支えない。また、仮に定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うこととなる。

問 47-3 組合等登記令第3条第3項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2ヵ月以内）は改正されるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 19 同旨（修正）】

(答)

1. 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）第2条により、組合等登記令（昭和39年政令第29号）における資産の総額の変更の登記の期限が「2月以内」から「3月以内」に改正されている。

問 47-4 定款例（案）における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 20 同旨】

(答)

1. 解散に関する事項は必要的記載事項にあたり、社会福祉法において、残余財産の帰属すべき者を規定する場合には、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」とされているが、法人において、定款で社会福祉法人に限定することは問題ない。

事 務 連 絡

平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて

社会福祉法人制度改革において、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）により、経営組織の見直し等が行われるところですが、それに伴い、各社会福祉法人においては定款の変更が必要となります。

今般、定款変更に係る事務の取扱いについて、別添のとおりまとめましたので、お示しいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る
事務の取扱いについて

社会・援護局 福祉基盤課

平成 28 年 11 月 11 日

(注) 現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて

所轄庁が定款変更の認可をする際には、下記の点に留意すること。

○ 現行の社会福祉法人定款準則についても、例示であったが、今回、その点を明確化する観点から、社会福祉法人定款例と名称を変更したものである。

○ 社会福祉法人定款例は、各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載しており、定款変更認可時の確認においては、定款において定めることが必要な事項が書かれているか、又はその内容が法令に沿ったものであるかを確認すること。なお、定款例における記載事項の区分は以下のとおりである。

- ・ 必要的記載事項 → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。

（参考）法第31条第1項各号

- 一 目的
- 二 名称
- 三 社会福祉事業の種類
- 四 事務所の所在地
- 五 評議員及び評議員会に関する事項
- 六 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項
- 七 理事会に関する事項
- 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 九 資産に関する事項
- 十 会計に関する事項
- 十一 公益事業を行う場合には、その種類
- 十二 収益事業を行う場合には、その種類
- 十三 解散に関する事項
- 十四 定款の変更に関する事項
- 十五 公告の方法

- ・ 相対的記載事項 → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- ・ 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

○ また、定款変更認可時の確認については、関係法令・通知等並びに定款例の各条項の記載例及び備考について留意するとともに、別紙の「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関する Q&A」を参考とすること。

○ なお、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるに当たっては、下記の点に留意すること。

(租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるに当たっての留意点)

1. 個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる(所得税法第 59 条第 1 項第 1 号)。

一方、これらの財産を社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている(租税特別措置法第 40 条第 1 項)。

(参考) 社会福祉法人に係る租税特別措置法第 40 条の適用の件数は 70 件程度 (H26. 7. 1~H27. 6. 30) である。

2. 社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項について、下記のとおり整理したので参考とされたい。

なお、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要である。

(1) 当該適用を受けるにあたっては、社会福祉法等における規定を遵守するほか、次に掲げる事項が定款に規定されていることが必要となる。

① 社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号で定める親族等特殊関係者に関する規定が規定されていること。

② 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。

③ 評議員の定数(現在数)は、理事の定数(現在数)を超える数であること

④ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、

- ・ 理事会における理事総数(現在数)の三分の二以上の多数による同意又は承認
- ・ 評議員会の承認

を必要とすること。

「事業計画及び収支予算」

「基本財産の処分」

「臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)」

「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」※公益事業・収益事業を行う法人に限る。

⑤ 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第二条

第十五号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を得ることを必要とすること。

(2) 具体的な記載例については、下表を参照すること。

対象条項	留意点
第五条（評議員の定数）	評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。
第六条（評議員の選任及び解任） 第1項・第2項	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第〇条（評議員の資格）	定款例第六条の次に以下の条項（例）を設けること。 （評議員の資格） 第〇条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなならない。
第八条（評議員の報酬等）	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第一〇条（権限）	評議員会の決議事項として、定款例で示すもののほか、「事業計画及び収支予算」「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」「解散」を追加すること。 ※公益事業・収益事業を行う法人に限る。
第一三条（決議）	定款例を参考に定めること。
第一五条（役員＜及び会計監査人＞の定数）第1項	定款例の備考（1）を踏まえて、定めること。
第十六条（役員＜及び会計監査人＞の選任）第1項	定款例を参考に定めること。
第〇条（役員の資格）	定款例第一六条の次に以下の条項（例）を加えること。 （役員の資格） 第〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなならない。 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。 （注）監事の人数が6人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなならない。」でも可。

第二一条（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）	定款例を参考に定めること。
第二六条（決議） 第1項	定款例を参考に定めること。
第二八条（資産の区分） 第1項・第2項	定款例を参考に定めること。
第二九条（基本財産の処分）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三一条（事業計画及び収支予算） 第1項	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三二条（事業報告及び決算） 第1項・第2項	定款例を参考に定めること。
第三五条（臨機の措置）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（公益を目的とする事業） 第〇条（収益を目的とする事業）	公益事業・収益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（保有する株式に係る議決権の行使）	第三七条の次に以下の条項（例）を加えること。 ＜例1＞ 第〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。 ＜例2＞ 第〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。
第三六条（解散）	定款例を参考に定めること。
第三七条（残余財産の帰属）	残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。
第三八条（定款の変更） 第1項	定款例を参考に定めること。

(目次)

評議員選任・解任委員会	8
問1 定款変更の審査において、評議員選任・解任委員の候補者の名簿を確認する必要があるか。(定款例第六条関係)	8
問2 平成28年度中に評議員選任・解任委員会を設置することになるが、そのためには定款における評議員選任・解任委員会に係る条文が今年度中に効力を発する旨附則等で定める必要があるのか。(定款例第六条関係)	8
問3 定款例で示されている評議員選任・解任委員のうち「事務局員」を「職員」と定めてもよいか。(定款例第六条関係)	8
問4 評議員選任・解任委員会において外部委員が1名の場合であっても、定款例で示しているとおり、決議においてその者の出席及び賛成を条件とすべきなのか。(定款例第六条関係)	8
評議員	9
問5 経過措置により評議員の数を4名以上とし、経過措置後は7名とする場合、定款においてどのように定めればよいか。(定款例第五条関係)	9
問6 理事の定数を定款において6名以上8名以内と定めた場合、定款における評議員の定数を7名以上9名以内とすることは可能か。.....	9
役員	9
問7 職員が理事となる場合、日頃業務にあたっているため、業務執行理事とすることが必要か。(定款例第一五条関係)	9
問8 第四十五条の二十第四項で準用する一般法人法第一百四十一条で規定する理事、監事又は会計監査人の責任の免除規定について、どのように定めればよいか。.....	9
問9 第四十五条の二十第四項で準用する一般法人法第一百五十五条で規定する責任限定契約は定款においてどのように定めればよいか。.....	9
評議員会、理事会	10
問10 評議員会及び理事会の招集は当初から理事長以外の理事が招集する旨定めても問題ないか。(定款例第一二条及び第二五関係)	10
問11 評議員会及び理事会において議長を置くことや、議長となった者の議決権の行使について、定款に規定しても差し支えないか。(定款例第一三条及び第二六条関係)	10
問12 定款例において、「臨機の措置」については第三十五条において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされているが、予算に係る理事会の決議についても同様のものとしなくてもよいのか。(定款例第三一条関係)	10
問13 定款例において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされている事項について、「特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と定めてもよいか。(定款例第三五条関係)	10
会計監査人	11

問 14 会計監査人に関する条文の定款変更手続き如何。(定款例第一〇条、第一五条、第一六条、第一八条、第一九条、第二〇条、第二一条関係)	11
その他	11
問 15 今回の改正における定款の効力を発する日について、附則にどのように定めれば良いか。.....	11
問 16 評議員、理事、監事又は会計監査人の選任に係る条文において、従来のように「理事長から委嘱する」旨定めなくてもよいか。.....	11
問 17 定款例第三条第二項は社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する条文であり、必要的記載事項ではないのか。また、定款例のように具体的な取組の内容を記載しなければならないのか。(定款例第三条関係)	11
問 18 定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、一人あたりの報酬等の額を定めてもよいのか。(定款例第八条関係)	12
問 19 理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合、どのように記載すべきか。(定款例第二一条関係)	12

評議員選任・解任委員会

問1 定款変更の審査において、評議員選任・解任委員の候補者の名簿を確認する必要があるか。
(定款例第六条関係)

(答)

1. 名簿により審査する必要はない。

問2 平成28年度中に評議員選任・解任委員会を設置することになるが、そのためには定款における評議員選任・解任委員会に係る条文が今年度中に効力を発する旨附則等で定める必要があるのか。(定款例第六条関係)

(答)

1. 今回の法改正に係る定款変更の効力は、改正法附則第七条第二項に基づき、平成29年4月1日から発するものであり、評議員選任・解任委員会に係る条文も同様である上に、平成28年度における評議員選任・解任委員会の設置は、改正法附則の第九条に基づき、新社会福祉法第三十九条の規定の例により実施するものであることから、附則等により効力を早める必要はない。

(参考)

○改正法附則

第七条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。

第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、評議員を選任しておかななければならない。

○社会福祉法

(評議員の選任)

第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

問3 定款例で示されている評議員選任・解任委員のうち「事務局員」を「職員」と定めてもよいのか。(定款例第六条関係)

(答)

1. 可能である。

問4 評議員選任・解任委員会において外部委員が1名の場合であっても、定款例で示しており、決議においてその者の出席及び賛成を条件とすべきなのか。(定款例第六条関係)

(答)

1. 監事や職員等の法人内部の委員だけでなく、外部委員によってもなお適当と判断されることが重要であり、外部委員の出席及び賛成を条件とすることが適当である。

評議員

問5 経過措置により評議員の数を4名以上とし、経過措置後は7名とする場合、定款においてどのように定めればよいか。(定款例第五条関係)

(答)

1. 定款の本則において、評議員の定数を7名と定め、附則において「第〇条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。」とすることなどが考えられる。

問6 理事の定数を定款において6名以上8名以内と定めた場合、定款における評議員の定数を7名以上9名以内とすることは可能か。

(答)

1. 可能である。ただし、評議員の現在数は理事の現在数を常に超えていなくてはならない。

役員

問7 職員が理事となる場合、日頃業務にあたっているので、業務執行理事とすることが必要か。(定款例第一五条関係)

(答)

1. 日頃の業務執行は職員という立場で行っているものであり、業務執行理事としなくてもよい。

問8 第四十五条の二十第四項で準用する一般法人法第百十四条第一項で規定する理事、監事又は会計監査人の責任の免除規定について、どのように定めればよいか。

(答)

1. 以下の例を参考に定めること。

(責任の免除)

第〇条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

問9 第四十五条の二十第四項で準用する一般法人法第百十五条で規定する責任限定契約は定款においてどのように定めれば良いか。

(答)

1. 以下の例を参考に定めること。

(責任限定契約)

第〇条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業

務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

2. なお、「あらかじめ定めた額」は、責任限定契約書において定めることなどが考えられる。

評議員会、理事会

問 10 評議員会及び理事会の招集は当初から理事長以外の理事が招集する旨定めても問題ないか。
(定款例第一二条及び第二五関係)

(答)

1. 評議員会及び理事会の招集は本来すべての理事に備わっている権限であり、理事長以外の理事が招集する旨定めてもよい。

問 11 評議員会及び理事会において議長を置くことや、議長となった者の議決権の行使について、定款に規定しても差し支えないか。(定款例第一三条及び第二六条関係)

(答)

1. 可能である。ただし、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意することが必要である。

問 12 定款例において、「臨機の措置」については第三十五条において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされているが、予算に係る理事会の決議についても同様のものとしなくてもよいのか。(定款例第三一条関係)

(答)

1. 法令上特に規定はないが、法人運営上、評議員会の承認を得るものとすることや、理事総数の三分の二以上の同意とすることが望ましい。

問 13 定款例において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされている事項について、「特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と定めてもよいか。(定款例第三五条関係)

(答)

1. 法人の運営における重要な事項について、理事総数の三分の二以上の同意を要する旨定款例において示しているが、法令上には制限はなく、通常の理事会決議事項（特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって議決）としても問題ない。

会計監査人

問 14 会計監査人に関する条文の定款変更手続き如何。(定款例第一〇条、第一五条、第一六条、第一八条、第一九条、第二〇条、第二一条関係)

(答)

1. 会計監査人の条文に係る定款変更については、次の2つの方法によることなどが考えられる。
 - ・ 会計監査人の設置義務基準に該当することが見込まれる法人については、今回の法改正に係る平成28年度中の定款変更の際に会計監査人に係る条項についても定め、定款変更申請を行うこと。
 - ・ 会計監査人の設置義務基準に該当するか否かが平成28会計年度の決算が確定するまで判断ができない法人については、平成29年度の定時評議員会において、会計監査人選任とあわせて、会計監査人に係る定款変更を議決後、定款変更申請を行うこと。

その他

問 15 今回の改正における定款の効力を発する日について、附則にどのように定めれば良いか。

(答)

1. 適用日については、改正法附則に基づき、一部異なるものもあるが、附則においては、「この定款は、平成29年4月1日から施行する。」と定めることが適当である。

問 16 評議員、理事、監事又は会計監査人の選任に係る条文において、従来のように「理事長から委嘱する」旨定めなくてもよいか。

(答)

1. 評議員、理事、監事又は会計監査人の委任契約は適正な選任手続と法人からの申込み及び本人の就任承諾によって成立するものと考えられるため、そのような定めは不要である。
2. なお、被選任者との委任契約(就任日等)を明確にするものとして、従来のとおり、就任承諾書を提出してもらうことが適当である。

問 17 定款例第三条第二項は社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する条文であり、必要的記載事項ではないのか。また、定款例のように具体的な取組の内容を記載しなければならないのか。(定款例第三条関係)

(答)

1. 「地域における公益的な取組」は、社会福祉法第二十四条第二項においてすべての社会福祉法人の責務として規定されているので、定款での定めが無くとも当然にその効力は及ぶものである。
2. 当該条文を定款において定める場合において、具体的な取組が決定している場合のみ、定款例で示すように記載すればよい。
3. なお、社会福祉充実計画に伴う地域公益事業の実施に当たり、定款上、事業を追加する必要がある場合には、社会福祉充実計画の承認申請とあわせて、定款変更を行うこととなる。

問 18 定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、一人あたりの報酬等の額を定めてもよいのか。(定款例第八条関係)

(答)

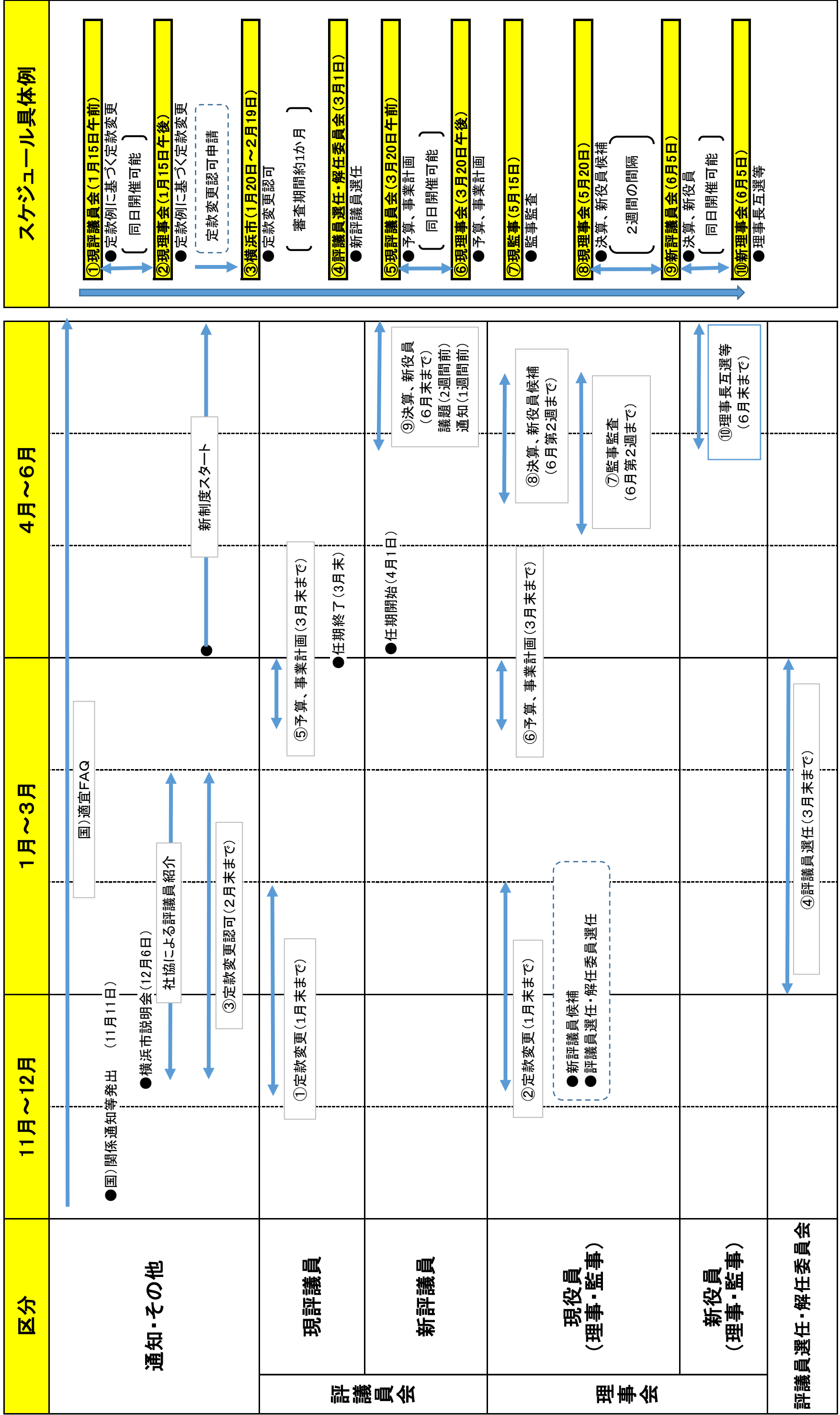
1. 可能である。その場合、「一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定すること。

問 19 理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合、どのように記載すべきか。(定款例第二一条関係)

(答)

1. 評議員の報酬等と同様に総額の範囲について定めることが適当である。

社会福祉法制度改正に向けたスケジュールについて



社会福祉法人定款作成例について

平成28年12月6日



横浜市健康福祉局監査課

1

法改正に伴う定款変更認可申請手続きについて

■対象

- ・横浜市所管法人

■定款変更手続き

- ①定款案事前相談(任意)
- ②本申請(郵送)
 - ・定款変更認可申請書
 - ・理事会及び評議員会議事録
 - ・変更後定款(紙+wordデータ)
 - ・変更前定款

2

定款変更の日程

■1月末まで

○所轄庁に定款変更の申請を行う。

なお、定款案について「事前相談」を随時お受けします。

○理事会・評議員会を開催し、了承を得る。

○議事録を作成する

○発出された政省令を元に定款を変更する箇所があれば変更する。

⇒定款変更の認可(申請後おおむね1か月程度)

■3月末まで

○定款が認可された後、新定款に基づき、評議員選任・解任委員会を設置し、新評議員を選任する。

○理事会・評議員会で、認可された定款を報告する。

3

定款変更認可申請に係る理事会等議事録記載例

第○号議案 定款一部変更の件

厚生労働省より社会福祉法の改正に伴う通知発出に伴ない、定款例が示され、それに準拠した定款変更を行う旨、及び今後必要に応じて行政庁の指示に従い、軽微な修正があり得る旨の説明があり、全員異義なくこれを了承した。

4

定款変更申請の留意事項

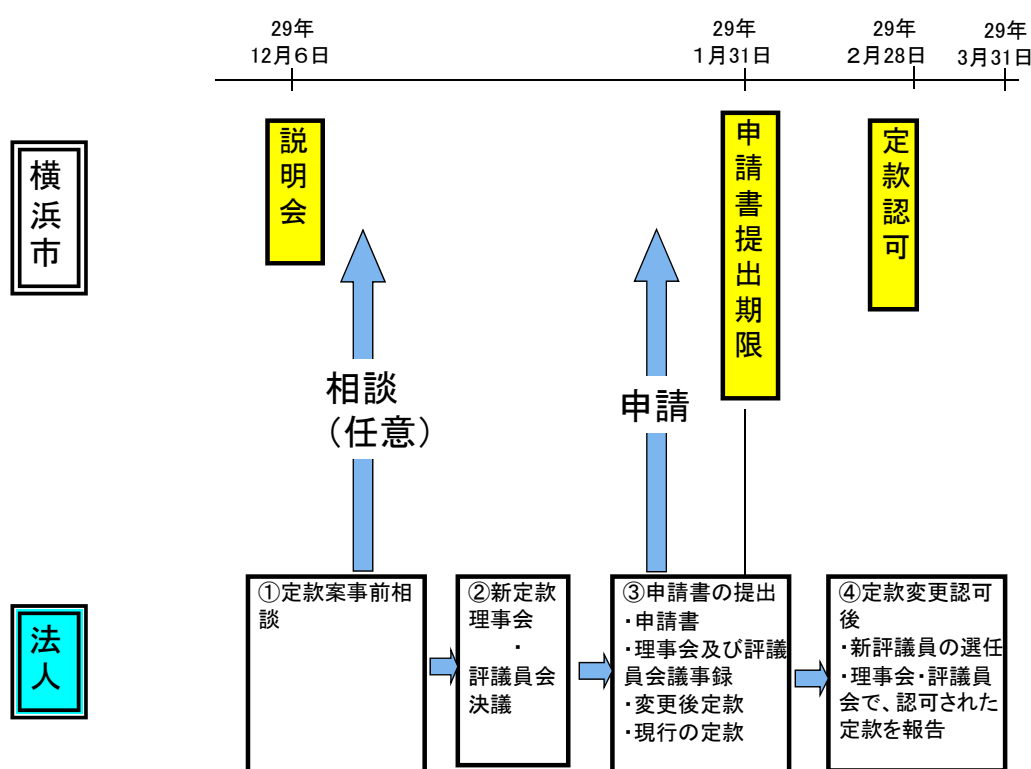
■可能な限り定款例に従い、作成してください。

■申請書の新旧対照表欄には別紙のとおりと記載すること。

■今回の対応は社会福祉法改正に基づく定款変更認可申請を円滑に行うための臨時的措置であり、今後同様の対応は行わない。

5

<今後の申請手続きイメージ>



6

定款変更認可申請書について

1 申請書記載例

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市〇区〇町〇丁目〇番〇号	
	フリガナ	よこはまかい 横浜会	
	代表者の氏名	〇〇 〇〇 (印)	
申請年月日	平成 29 年 1 月 〇 日		
	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	別紙のとおり	別紙のとおり	

2 申請書添付書類

- ・理事会及び評議員会議事録
- ・変更後定款(紙+wordデータ)
- ・現行の定款

7

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント①

1. 定款例の趣旨

- 現行の社会福祉法人定款準則についても、例示であったが、今回、その点を明確化する観点から、社会福祉法人定款例と名称を変更したものである。
- 社会福祉法人定款例は、各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。

2. 定款の確認方法

- 定款変更認可時の確認においては、定款において定めることが必要な事項が書かれているか、又はその内容が法令に沿ったものであるかを確認すること。
※1 少なくとも、定款例と同じ内容であれば、問題はないこと。
※2 法令上で規定されているものについては、定款上で定めがなくても、当然に適用されること。
- また、定款変更認可時の確認については、関係法令・通知等並びに定款例の各条項の記載例及び備考について留意するとともに、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関するQ&A」を参考とすること。

(租税特別措置法第40条の特例の適用)

- ・ 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっては、社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項を参考とすること。ただし、租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要であること。

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント②

区分	説明	定款例における該当条項
必要的記載事項	必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。	○第1条（目的）、第2条（名称）、第4条（事務所の所在地） ○第2章 評議員、第5条（評議員の定数）、第6条（評議員の選任及び解任）、第8条（評議員の報酬等） ○第3章 評議員会 ○第4章 役員及び職員、第15条（役員の定数）第1項 ○第5章 理事会 ○第6章 資産及び会計、第28条（資産の区分）、第29条（基本財産の処分） ○第7章 解散、第36条（解散）、第37条（残余財産の帰属） ○第8章 定款の変更、第38条（定款の変更） ○第9章 公告の方法、第39条（公告の方法） ○附則（設立当初の役員及び評議員※）※評議員の記載は、平成29年4月1日以降に設立された法人に限る。
相対的記載事項	必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項	○評議員補欠の任期（第7条備考の第2項部分） ○評議員会の決議事項における理事及び監事の報酬等の額（第10条(2)） ○会計監査人に関する事項（第4章題、第15条目次及び第4項、附則） ○理事長及び業務執行理事の理事会への報告頻度（第17条備考の第3項部分） ○役員補欠の任期（第19条備考二の第2項部分） ○理事会の招集権者（第25条） ○理事会の決議の省略（第26条第2項） ○公益及び収益を目的とする事業を行う場合の資産の区分（第28条備考）
任意的記載事項	法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項	○第3条（経営の原則等） ○第7条（評議員の任期） ○第9条（構成）、第10条（権限）、第11条（開催）、第12条（招集）、第13条（決議）、第14条（議事録） ○第16条（役員の選任）、第17条（理事の職務及び権限）、第18条（監事の職務及び権限）、第19条（役員の任期）、第20条（役員の解任）、第21条（役員の報酬等）、第22条（職員） ○第23条（構成）、第24条（権限）、第26条（決議）第1項、第27条（議事録） ○第30条（資産の管理）、第31条（事業計画及び収支予算）、第32条（事業報告及び決算）、第33条（会計年度）、第34条（会計処理の基準）、第35条（臨機の措置）

H28.11.28『社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（資料3）』より

9

定款で定める事項（法第31条）

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 社会福祉事業の種類
- (4) 事務所の所在地
- (5) 評議員及び評議員会に関する事項
- (6) 役員の定数その他役員に関する事項
- (7) 理事会に関する事項
- (8) 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- (9) 資産に関する事項
- (10) 会計に関する事項
- (11) 公益事業を行う場合には、その種類
- (12) 収益事業を行う場合には、その種類
- (13) 解散に関する事項
- (14) 定款の変更に関する事項
- (15) 公告の方法
- (16) 設立当初の役員及び評議員及び会計監査人※

※ 設立当初の評議員及び会計監査人の記載は平成29年4月1日以降設立する法人が対象

10

定款作成のポイント

(経営の原則等)

第3条

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

※「地域における公益的な取組」は、法人の責務として法律上、規定されているため、定款での定めが無くとも当然にその効力が及ぶものである。

・具体的な取組が決定している場合のみ、下線部の例に倣い記載すること。

11

定款作成のポイント

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

※確定数でも可

※下限は理事定数+1名以上、上限は制限なし。

※評議員の員数を決める際は、理事数にも留意すること。

(例1)

○現行定款 評議員15名、理事7名の場合

○新定款 評議員 7名以上9名以下とし7名の評議員を選任した場合、理事は6名以上8名以下に定款変更し、定時の評議員会が終結するまでの間は、実際の理事数を6名にしておく必要がある。

※平成29年4月1日以降は、評議員数が理事数を超える数が必要(経過措置はない。)

(例2)定款に理事定数を6名以上10名以内と規定した場合

(評議員定数の考え方)

○評議員の下限(理事下限6名+1名以上)=7名以上必要

○評議員の上限(理事上限10名+1名以上)=11名以上必要

12

定款作成のポイント

(評議員の選任及び解任)

第6条

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名で構成する。

- ※合議体の機関であることから委員は3名以上選任
- ※少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当
- ※外部委員は法人関係者でない中立的な立場の者
- ※理事、評議員は委員になれない。
- ※委員会は常設設置が適当

13

定款作成のポイント

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

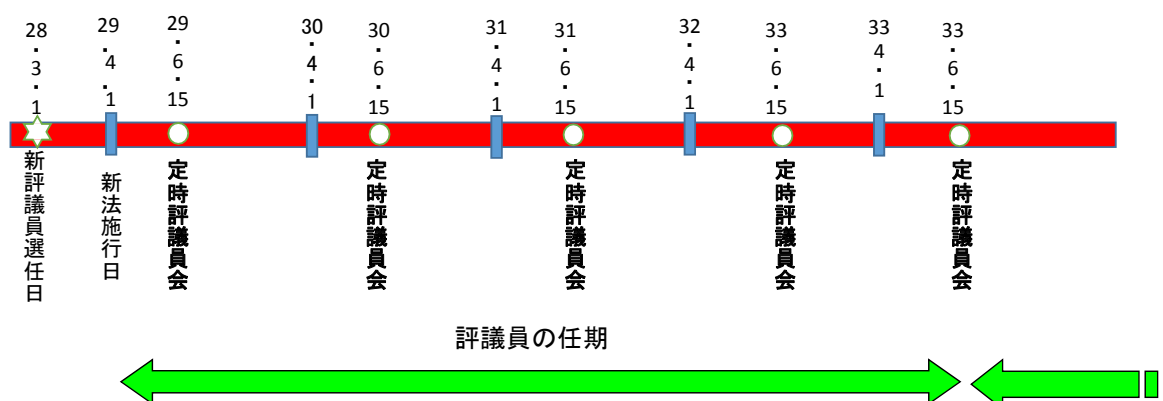
- ※4年以内→6年以内への伸長は可
- ※補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとすることができる。その場合、次の項目を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

14

評議員の任期(任期4年※の場合)

※定款の定めにより6年 まで伸長が可能



◇「新法施行後最初の定時評議員会以降、4年以内に終了する会計年度」は、29年度より計算しその「最終のものに関する定時評議員会」は33年度定時評議員会となる。

15

定款作成のポイント

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、<例:各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

※評議員の報酬等は定款で定めなければならない。

※無報酬の場合も、その旨を定めることが必要。

費用弁償分については報酬等に含まれない。

※報酬等支給基準は、評議員会の承認を受けるとともに、公表が必要

※報酬等支給基準の内容は、①勤務形態に応じた報酬等区分、②金額の算定方法、③支給の方法、④支給の形態に関する事項となる。

16

定款作成のポイント

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

※評議員会での予算の承認については、法に規定がされていない。法人において、評議員会で予算承認が必要と判断されれば、定款に規定して置く必要がある。

17

定款作成のポイント

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(例) 評議員数7名のうち、2名が利害関係を有する評議員である評議員会で議決を行う場合。

7名－2名(利害関係評議員)＝議決に加われる評議員5名

5名の過半数 → 3名の出席で評議員会成立

3名の過半数 → 2名の賛成で可決

※過半数に代え、これを上回る割合(例2/3)を定款で定めることができる。

18

定款作成のポイント

(議事録) 第14条

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

※記名押印ではなく署名とすることも可
※評議員会に出席した評議員及び理事は全員、署名又は記名押印が必要。ただし、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印することとしても差し支えない。

19

定款作成のポイント

(役員〈及び会計監査人〉の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。※2

〈4この法人に会計監査人を置く。※2〉

※例えば理事長を「会長」、業務執行理事を「常務理事」と表記するような場合には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるかを、定款上、明確にする必要がある。

(例)

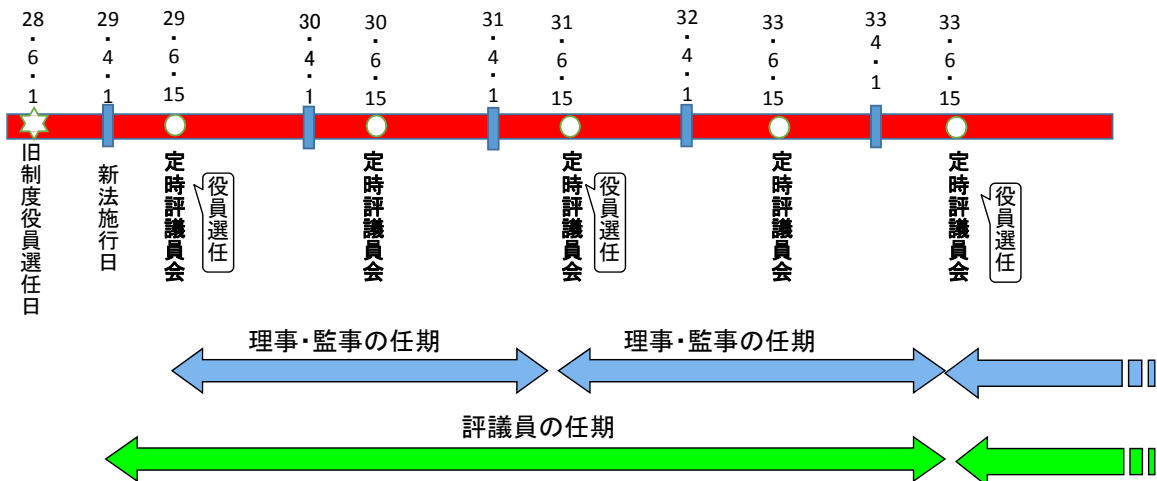
2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

※2 業務執行理事や会計監査人を置かない場合は不要

20

役員任期



◇新制度施行前役員は自動的に新制度施行後の役員となるが、新法施行後最初の定時評議員会終結の時をもって、任期は満了する。
 ◇以後定時評議員会で選任された役員は2年後ごとの定時評議員会終結の時に任期が満了する。

21

定款作成のポイント

(理事の職務及び権限)

第17条

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

※ 3箇月に1回以上 → 4箇月を超える間隔で2回以上でも可
 ※この報告は、現実に行われた理事会で行わなければならない。(決議の省略はできない。)

22

定款作成のポイント

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(例)理事数6名のうち、2名が利害関係を有する理事である理事会で議決を行う場合。

6名－2名(利害関係理事)＝議決に加われる理事4名

4名の過半数 → 3名の出席で理事会成立

3名の過半数 → 2名の賛成で可決

23

定款作成のポイント

(決議) 第26条

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

※理事会の決議の省略については、定款で定めることができる。
理事会で決議の省略を行う場合、この項は必須

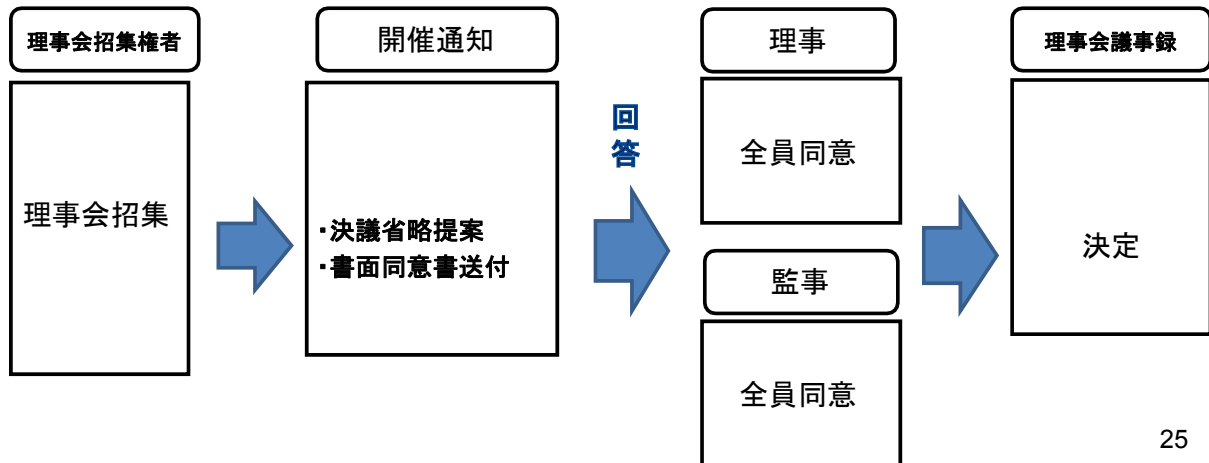
※評議員会は、法第45条の9第10項に基づき、決議の省略を行うことができる。

24

理事会の決議の省略(改正法第45条の15①)

■ある議題について、理事全員が書面(又は電磁的記録)で同意した場合は、その議題については決議があったものとみなされ、決議を省略することができることを定款で規定できる。ただし、監事が異議を述べた場合を除く。

(決議の省略の手順)

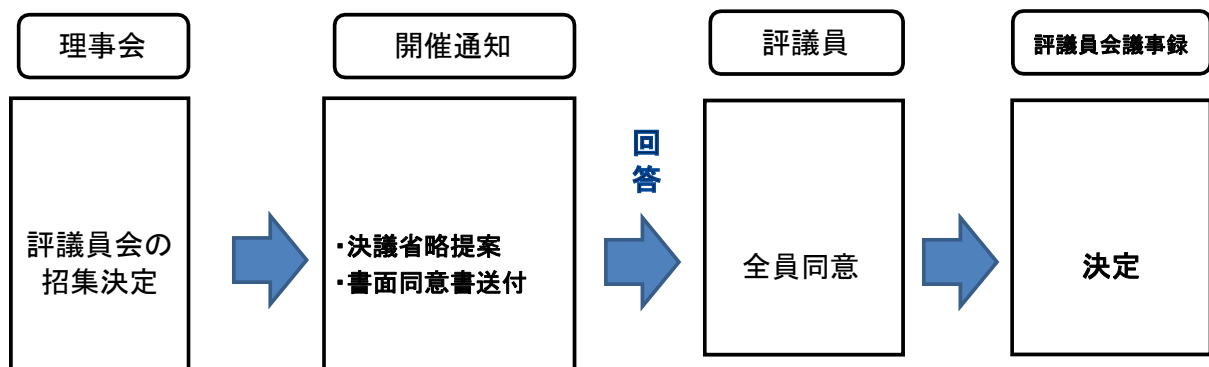


25

評議員会の決議の省略(改正法第45条の9⑩)

■ある議題について、評議員全員が書面(又は電磁的記録)で同意した場合は、その議題については決議があったものとみなされ、決議を省略することができる。

(決議の省略の手順)



26

定款作成のポイント

(議事録)

第27条

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

※記名押印ではなく署名とすることも可

※理事会に出席した理事、監事は全員、署名又は記名押印が必要。ただし、定款で、署名又は記名押印する者を当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる。

27

定款作成のポイント

附則

この法人の設立当初の役員、評議員(、会計監査人)は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 理事

〃

〃

監事

〃

評議員

〃

〃

〈会計監査人〉

平成29年3月31日までに設立された法人は理事長、理事、監事を記載(既に定款に記載済み)

平成29年4月1日以降に設立された法人は全て記載

28

定款作成のポイント

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。※1

※1 今回の改正における定款の効力を発する日について、適用日については、改正法附則に基づき、一部異なるものもあるが、附則において上記のように定める。

※2 なお、現行定款に掲載がなく、29年3月までに新たな事業を開始する必要がある場合など、法改正に基づく定款変更以外の事項を加える場合は、下記の附則を追加する必要がある。

附則※2

第一条に定める〇〇の経営は、平成29年3月1日より開始する。

29

■お問い合わせ先




横浜市健康福祉局監査課

電話 045-671-4194

又は045-671-4195

メール kf-kansa@city.yokohama.jp

30



「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」 の試行運用について

平成28年10月

1. 試行運用の概要

1. 試行運用とは
試行運用とは、本システムを円滑にご利用いただくことを目的とし、本システムを用いた業務のながれや、本システムの操作を、本番稼働に先立ちご確認いただくために実施する、運用形態のことです。
2. 期間
平成29年1月中旬～2月末を計画しています。
3. 対象
すべての社会福祉法人、所轄庁、都道府県にご参加頂くことを前提としております。
本システムへの入力には平成27年度の決算情報等を元に実施頂くことを想定しております。
4. 実施内容
平成29年6月以降の本番運用を想定した、以下のながれで本システムの主要な操作をご確認いただけます。
 - 社会福祉法人による、財務諸表等入力シートへの入力～所轄庁への届出
 - 社会福祉法人による、財務諸表等入力シートへの入力～都道府県への届出
 - 所轄庁による、法人の届出内容の確認～都道府県への提供
 - 都道府県による、法人の届出内容の確認～厚生労働省への提供

2. ① 試行運用実施までのながれ

1. 実施までのながれ

試行運用を実施するまでの、社会福祉法人、所轄庁、都道府県に対するご案内のながれについて説明します。

(手続き1)

システム利用者登録

10月12日～12月15日

(実施済み)

本説明会が終了したブロックより、管轄の社会福祉法人を登録するための登録様式を機構から電子メールで所轄庁に配布します。この2週間を目処にご回答いただきますようお願いいたします。

(手続き2)

ユーザーID、パスワード通知

及び最終のご案内

12月1日～1月10日

社会福祉法人、所轄庁、都道府県に対し、機構から、本システムのログイン情報（ユーザーID及びパスワード）を電子メールで送付します。

(手続き3)

財務諸表等入力シートダウンロード

メール送付

1月10日～1月16日

社会福祉法人に対し、財務諸表等入力シートをダウンロードするためのURLが記載された電子メールが本システムから送付されます。このURLからシステムにログインし、財務諸表等入力シートを入手すること、試行運用を開始します。

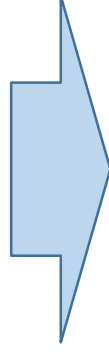
2. ② 試行運用実施までの具体的手続き

(手続き1) システム利用者登録

社会福祉法人の皆様はシステムをご利用頂くための基本情報（法人名、メールアドレス等）収集のため、本試行運用前説明会に先立ってご提出頂いた「出席者等登録票」に記載のシステム担当者のメールアドレス宛に、当機構（zaihyoukaiji@wamnet.wam.go.jp）より、「システム利用者の登録様式」をお送りさせていただきます。

また、システムのユーザ数については、基本的には各所轄庁、都道府県毎に5ユーザとしておりますが、ユーザ数の増加をご希望の場合、その旨を返信のメール本文にてご連絡ください。

実施期間：本説明会終了後、順次ご連絡を行います。2週間を目途にご登録ください。（実施済み）

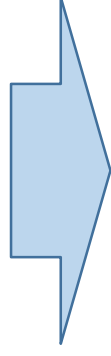


(手続き2) ユーザID、パスワード通知及び最終のご案内

システム担当者のメールアドレス宛及び上記でご登録頂いた法人の担当者のメールアドレス宛に、本システムよりメール（wadm@wamnet.wam.go.jp）にて、システムを利用するためのユーザID、パスワードお送りさせていただきます。併せて、試行運用に係る最終のご案内もさせていただきます。

実施期間：12月1日以降、1月10日までの間に適時ユーザID、パスワードを送信いたします。

2. ② 試行運用実施までの具体的手続き



(手続き3) 財務諸表等入力シートダウンロードメール送付

前述の法人の担当者のメールアドレス宛に、本システムよりメール (wadm@wamnet.wam.go.jp) にて、「財務諸表等入力シート」をダウンロードするためのURLを、お送りさせていただきます。当該URLのリンクから、上記ユーザーID、パスワードによって本システムにアクセスし、「財務諸表等入力シート」をダウンロードして頂きます。

ダウンロード後は、後程ご説明する要領にて「財務諸表等入力シート」に入力を頂き、試行運用を開始して頂きます。

実施期間：1月10日以降、1月16日までの間に適時URLを送信いたします。

WAM NET 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡版のURL：

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou>

3. 試行運用実施スケジュール

1. 実施スケジュール

試行運用期間における、システム操作を実施いただくスケジュールは以下のとおりです。

- 財務諸表等入力シートの入手～届出
1月16日～2月15日

社会福祉法人による、
● 財務諸表等入力シートの入手
● 財務諸表等入力シートへの入力
● 財務諸表等入力シートの所轄庁への届出に
ついては2月15日を目処に実施してください。

- 法人の届出内容の確認、提供
2月15日～2月28日

- 所轄庁における、法人の届出内容の確認、
都道府県への提供（2月21日目処）
- 都道府県における、法人の届出内容の確認、
厚生労働省への提供（2月28日目処）

それぞれ上記目途で実施してください。

※ なお、「現況報告書」については、今回の法律改正によって様式が見直される予定となっておりますが、今次試行運用にて入力頂いたデータは、平成29年6月からの本番運用においては、「財務諸表等入力シート」に予め反映した形で、各法人に当該シートを配布いたします。

社会福祉法人における地域貢献について

趣旨

- 昨今の社会環境の変化に伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められています。
- こうした観点から、平成 28 年 3 月 31 日に成立した改正社会福祉法（以下、「改正法」。）には、社会福祉法人に地域貢献を義務付ける規定が盛り込まれました。
- そのため、社会福祉法人が改正法に則り地域貢献を円滑に進められるよう、必要な体制を構築します。

具体的な規定①

地域における公益的な取組を実施する責務（改正法第 24 条第 2 項） ※右図①+②+③

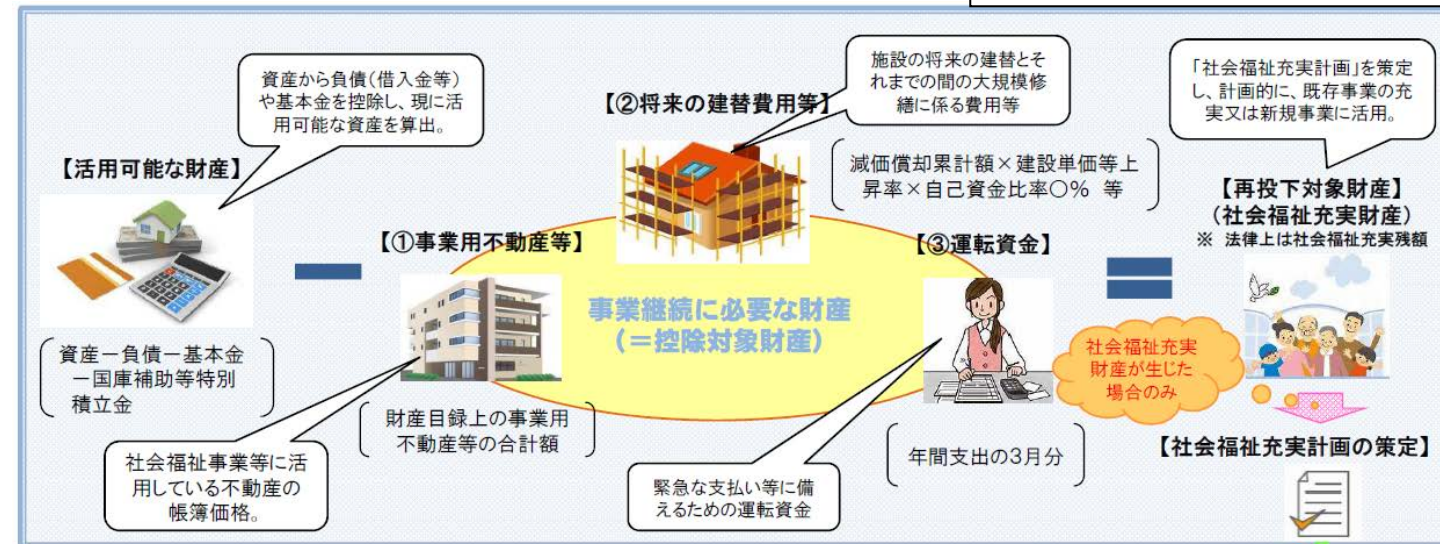
「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。」

具体的な規定②

社会福祉充実計画への地域公益事業の位置づけ（改正法第 55 条の 2）

- ・社会福祉法人は、保有する財産のうち、事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下可能な財産（**社会福祉充実残額**）を明確化する。
- ・社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する**社会福祉充実計画**に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。
- ・内容については、人材への投資や建物・設備の充実、地域ニーズに応じた新たなサービスの展開など、法人の実情に応じた取組を盛り込む。

イメージ図：厚労省資料より抜粋



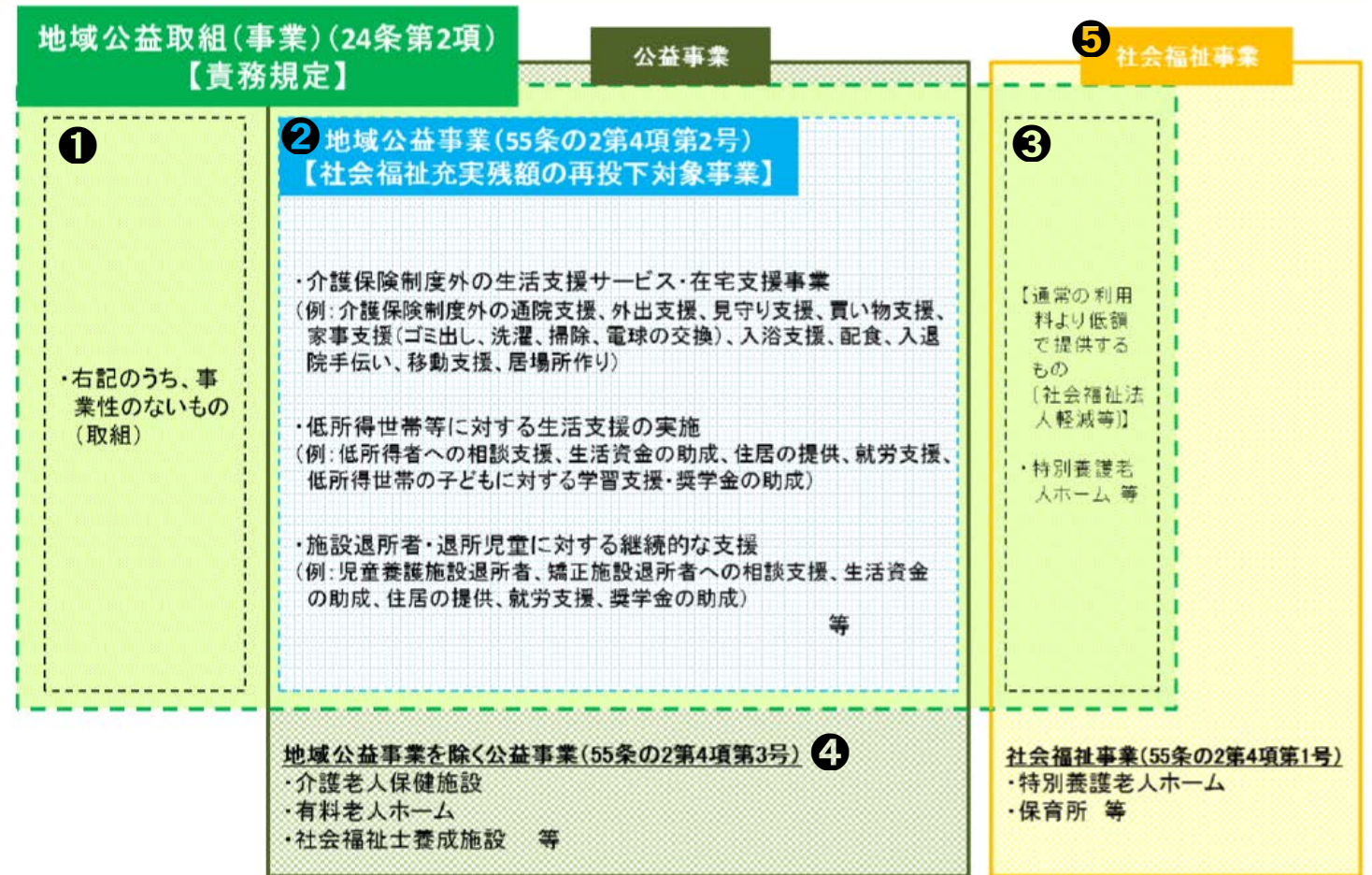
（社会福祉充実資産の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）



「公益事業（第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第 6 項及び第 9 項第 3 号において「地域公益事業」という。）」（改正法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号）

イメージ図：厚労省資料より抜粋

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係



【「地域における公益的な取組(24条第2項)」の考え方について】 ※厚労省資料に基づき整理

「地域における公益的な取組」は、次のア～ウ全ての要件を満たす必要がある。

ア 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- | | |
|--|---|
| <p>(該当し得るものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動 | <p>(該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動 ・環境美化活動や防犯活動 |
|--|---|

イ 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること

- | | |
|--|--|
| <p>(該当し得るものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援・要介護高齢者に対する入退院支援 ・子育て家族への交流の場の提供 ・家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援 | <p>(該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供 ・地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供 ・一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援 |
|--|--|

ウ 無料又は低額な料金で提供されること

- | | |
|--|--|
| <p>(該当し得るものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合 ・法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するもの | <p>(該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合 |
|--|--|